

令和3年加美町議会第1回定例会会議録第1号

令和3年2月16日（火曜日）

出席議員（17名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	三浦英典君	10番	沼田雄哉君
11番	一條寛君	12番	伊藤淳君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
16番	米木正二君	17番	木村哲夫君
18番	工藤清悦君		

欠席議員（1名）

15番 下山孝雄君

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス 感染症対策室長	庄司一彦君
企画財政課長	武田守義君
ひと・しごと推進課長	相澤栄悦君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	浅野仁君
農林課長	浅野善彦君

商工観光課長	塩田雅史君
建設課長	長田裕之君
保健福祉課長	内海悟君
子育て支援室長	佐藤法子君
地域包括支援センター所長	千葉桂子君
会計管理者兼会計課長	佐藤和枝君
小野田支所長	大和田恒雄君
宮崎支所長	猪股繁君
総務課参事兼課長補佐	遠藤伸一君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	二瓶栄悦君
生涯学習課長 兼スポーツ推進室長	上野一典君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	内海茂君
次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	内出由紀子君
主事	鈴木智史君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 施政方針
- 第 4 学校教育の基本的な方針
- 第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（工藤清悦君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。15番下山孝雄君より欠席届が出ております。7番三浦又英君より遅参届が出ております。定足数に達しておりますので、これより令和3年加美町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、資料のとおりになっておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、文書で報告がありましたので、ご覧いただきたいと思ひます。

ここで町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。

本日から加美町議会第1回定例会、よろしく願ひいたします。

議長の許可をいただきましたので、2月13日夜に発生した地震について、その被害の状況とこれまでの町の対応について、議会にご報告させていただきます。

2月13日午後11時8分頃、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生しました。最大震度6強を蔵王町や福島県北部で観測し、町内では中新田地区と小野田地区が震度5弱、宮崎地区は震度4を観測しました。

町では、発生と同時に1号配備の警戒態勢をしき、関係職員を召集し、被害の状況の把握や情報収集等の対応に当たりました。地震の規模から大きな被害も想定されましたので、夜間ではありましたが、可能な範囲での巡回等も行い、情報収集にも努めましたが、幸いにも人的な被害の報告はありませんでした。

また、公共施設においても一部天井等の被害はあるものの、大きな被害の報告はありませんでした。こうした状況から、避難所の開設には至らないと判断し、翌14日の午後1時半に配備体制を0号配備に切り替えて対応したところであります。

夜が明け、早朝から関係課において道路や施設等の調査を行い、また消防団にも巡回をお願いし、また行政区長とも連絡を取り、被害状況の確認を行ったところであります。県内では、

転倒によるけがなどの人的な被害や水道施設の断水被害も報道されておりますが、本町においては停電や断水などもなく、大きな被害の報告もありませんでしたが、昨日、下多田川地区の水道に濁り水が発生しているという報告があり、現在対応しております。解消しつつあるところであります。

被害のあった公共施設については、現在損害額などの調査を行っております。

今回は、東日本大震災から10年を迎えようとしている中での地震であります。改めてコロナ禍ということも含めた災害対応について、万全を期してまいりたいと考えております。

なお、被害状況について資料を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、ご報告といたします。よろしくお願ひいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤清悦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番伊藤由子さん、9番三浦英典君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（工藤清悦君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から3月3日までの16日間にしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なし認めます。よって、本定例会の会期は、3月3日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 施政方針

○議長（工藤清悦君） 日程第3、施政方針に入ります。

町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 本日、ここに令和3年加美町議会第1回定例会が開会されるに当たり、町政運営の基本方針と主要施策の骨子を申し上げ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

初めに、新型コロナウイルスに感染しお亡くなりになられた方々に、心から哀悼の意を表します。また、現在療養中の感染者におかれましては、不安の中で療養されていることとお察し申し上げます。一日も早く回復することを願っています。

医療関係者の皆様には、患者の尊い命を救い、医療崩壊を防ぐため、日夜使命感を持って業務に当たっていただいていることに敬意を表し、心から感謝申し上げます。しかしながら、残念なことにそうした方々に対する誹謗中傷が絶えません。このような時こそ互いに支え合い、思いやりの心を示し合おうではありませんか。

さて、新型コロナウイルス感染拡大が止まらない中、健康への不安に加え、社会経済に与える影響が深刻の度を増しております。世界中が直面している問題は、経済を優先するあまり、自然環境を破壊し、富の偏在を生み出してきた社会が内包してきたものであり、コロナにより顕在化したものと言えるでしょう。

日本においては、昭和・平成の時代に築いた一極集中モデルが、地方の人口流出を招き、地域経済を疲弊させてきたばかりか、感染症や災害に脆弱であることが明らかになりました。また、長時間労働、長時間勤務、単身赴任といった個人や家庭の犠牲の基に成り立ってきた日本型経営が、実は生産性が低く、個人を幸せにするシステムではないことも分かってきました。

コロナ禍にあって、経済的豊かさや便利さが幸せをもたらすといった価値観の見直しが迫られており、首都圏において若者を中心に地方回帰の志向が高まっております。

このような中、本町ではこれまで第2次加美町総合計画に基づき、「善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しい町」を目指し、里山経済の確立、健幸社会の実現、子ども・子育て応援社会の実現に向け、地方創生事業をはじめとする各種事業に取り組んでまいりました。これらの取り組みは、誰一人取り残さないというSDGsの理念に合致するものであり、かつ、人々の意識が変化する中、十分共感を得られる取り組みであると考えており、町の魅力を積極的に発信するとともに、交流人口の拡大、関係人口の創出、移住・定住の増加につながる諸施策を講じてまいることとしております。

そのため新年におきましては、里山経済の確立に向け、一部組織改編を行い、地方創生の推進や協働のまちづくり、ユニバーサルタウンの確立、中新田高校の魅力化向上、行財政改革の推進に着実に取り組んでまいります。

加えて、健幸社会の実現に向け、福祉の質の確保や生涯学習拠点である中新田公民館の建設に取り組むこととしております。

また、子ども・子育て応援社会の実現に資するため、18歳までの医療費無料化を継続すると

ともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援と児童虐待の未然防止・早期発見等のため、子育て支援係（子育て包括支援センター）を新設するほか、放課後児童クラブの充実やGIGAスクール構想の推進等に取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、医療福祉の充実と感染拡大防止策の強化、雇用の維持と継続、経済の回復と新しい生活様式への対応等に取り組んでまいりました。新年度におきましては、1月29日に立ち上げたワクチン接種対策チームを中心に、ワクチン接種を確実に実施していくとともに、地方創生臨時交付金を活用し、町民の命と暮らしを守りながら、経済を回復させるための諸施策を講じてまいります。

まず、平成27年度に全国一斉にスタートした地方創生事業につきまして、第1期の本町の取り組み実績と今後の推進について申し上げます。

本町においては、人口減少問題を最優先課題と捉え、イカノエ戦略として、移住・定住の促進を第1の柱に掲げ積極的に取り組んでまいりました。その結果、令和2年11月末現在、町の制度を通して241人が移住し、令和元年度は30代と10歳未満が社会増に転じ、10代の社会減が大幅に改善されました。子育て世帯に焦点を合わせ取り組んできたことと、国立音楽院宮城キャンパスを誘致したことが主な要因と言えます。

新年度におきましては、いまだ改善が見られない20代の転入増に焦点を絞り、新たに30歳未満を対象とした奨学金返還支援制度や若者定住促進家賃補助事業、はじめての就職定住支援事業、地方創生インターンシップ事業に取り組んでまいります。

なお、昨年12月、視察にお見えになった内閣府地方創生推進局の担当参事官から、国立音楽院の取り組みについて、最も優れた廃校利活用事例であると高く評価していただきました。

新年度からは、旧上多田川小学校の施設を国立音楽院に指定管理をしていただくこととなります。今後とも順調に運営され、関係人口、移住人口の増加につながるよう、連携を図ってまいりたいと考えております。

観光の振興につきましては、観光客が落ち込む中、自然を生かしたアウトドアランド形成事業を推進してまいりました。これまで地方創生関連交付金を有効に活用し、やくらいコテージのバリアフリー化、ボルダリング施設やくらいWALLやランニングバイクコースの整備、B&G海洋センターのリニューアル、レンタル用自転車やカヌー等の整備など、アウトドアスポーツの環境整備を行ってまいりました。また、スポーツ振興くじ助成金を活用し、陶芸の里スポーツ公園陸上競技場の改修も実現しました。しかしながら、観光振興の中核をなす加美町振

興公社において、これらの資源を生かし切れず、自社の収益増につなげるには至っておりません。現在、新社長が経営改善に取り組んでおり、町も職員を派遣し支援することにしておりません。

また、新年度より加美町観光まちづくり協会の事務局がやくらい薬師の湯の一面に移転することから、加美町振興公社と加美町観光まちづくり協会の連携が強化されることになり、今後、薬業や陶芸の里を中心としたイベント等については、両団体が中心となって取り組んでいくこととなります。

ワーケーションにつきましては、交流人口から関係人口を創出し、移住・定住につなげられる有効な事業であると考えており、ひと・しごと推進課が担当することとし、協働のまちづくりや移住・定住の取り組みと連携しながら積極的に推進してまいります。

また、産業全体の活性化を目指し、第1次、第2次、第3次産業を一体として捉え、農商工連携強化による6次産業化支援や商店街の活性化、世界農業遺産やグリーンツーリズムなど、観光と農業を融合させた取り組みにより、効率的かつ効果的に推進していくため、現在の農林課と商工観光課を統合し、条例改正により産業振興課に改編することにしております。

今後とも関係機関との連携を図りながら、商工並びに観光の振興を推進することにしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

農家所得の向上について申し上げます。

6次産業化支援事業については、現在14事業が所得向上に向け、取り組んでおります。薬用植物の栽培については、広く普及させるまでには至っておりませんが、新たに国の制度を活用して、大学関係者や加美農業高等学校等を構成員とした協議会を立ち上げ、ムラサキの商品開発を行うプロジェクトをスタートさせることとなっております。また、JA加美よつばとの一層の連携を推進してまいります。

なお、鳥獣被害が年々増加する中、対策を強化するため、産業振興課内に鳥獣対策係を新設することにいたします。解体処理施設の建設については、着実に手続を進め、鳥獣被害対策実施隊の負担軽減を図ってまいります。

かみでん里山公社の経営につきましては、令和元年度において約2,000万円を上回る電気料金の削減効果と約1,000万円の売上総利益を上げ、利益の一部を町民に還元することができました。令和2年度についても12月中旬までは前年度並みに推移していましたが、全国的な厳しい寒さによる電力需要の増加、火力発電の燃料である液化天然ガスの不足等により、12月下旬から日本卸電力取引所における取引価格が異常に高騰したため、町としても公共施設におい

て影響を受けていることから、今定例会で補正をお願いするところです。現在は、以前の価格に戻っており、今後市場は安定すると予想されていることから、新年度におきましては削減効果を見込んでいるところです。

なお、再生可能エネルギーの取り組みについては、将来の導入に向け、引き続き情報収集や調査を行ってまいりたいと考えております。

これら地方創生事業を推進するに当たり、地方創生関連交付金を有効に活用するとともに、ふるさと応援基金を財源に取り組んでまいりたいと考えております。

協働のまちづくりの推進事業については、昨年、宮城大学や岩手県の間支援組織いわて地域づくり支援センターの協力を得て、アンケート調査を実施するとともに、町民、職員の合同ワークショップを開催するなど、協働の仕組みづくりが本格的に動き出しました。今春には旭地区に地域運営組織が設立される見通しとなっており、第2、第3の地域運営組織が設立されるよう、地域の方々との話し合いを進めてまいります。

なお、地域運営組織や市民活動の支援、まちづくりの担い手の育成などを行うとともに、町と町民・各種団体とのパイプ役として中立的な立場で協働のまちづくりをサポートする中間支援組織の設立に着手したいと考えております。

ユニバーサルタウンの形成に向け、障がい者や高齢者の受入れの環境整備を進めてまいります。

本町は、昨年4月、共生社会ホストタウンに認定されており、これまで施設のバリアフリー化に加え、インクルーシブカヌー体験会やインクルーシブスクールの開催などを通して、心のバリアフリー化にも取り組んでまいりました。

今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される年です。本町では8月にチリのパラリンピック選手の事前キャンプを受け入れることにしており、コロナ感染防止対策を講じた上で実施することにしております。チリ共和国のパラリンピックの選手たちが、大会本番で100%の力を発揮できるよう支援してまいるとともに、今後の交流につなげてまいりたいと考えております。

中新田高校の存続と発展は、持続可能な魅力ある町を実現する上で、欠くべからざるものと認識しております。そこで昨年、加美町地域・高校活性化推進協議会を立ち上げ、話し合いを重ねてまいりました。本町としましては、宮城県が令和4年度から受験生の全国募集に向け動いている中、中新田高校が全国募集制度の導入に向けたモデル校に指定されるよう、中新田高校とともに県に働きかけると同時に、魅力化向上に向け支援してまいりたいと考えております。

行財政改革の取り組みにつきましては、これまでも滞納整理やふるさと納税の強化による歳入の確保、墨雪墨絵美術館や縄文芸術館の廃止、旧上多田川小学校の音楽技能修得施設への転用、各種イベントの見直し、かみでん里山公社設立による電気料金の削減、人件費の削減等に取り組んでまいりました。

また、令和元年度に行財政改革推進係を設置し、加美町行財政改革取り組み方針の下、補助金交付審査会を開催し、補助金の適正化に取り組みました。なお、ふるさと納税につきましては、今年度の目標額7,000万円に対し、9,000万円に達する見込みとなっております。

懸案であった賀美石小学校放課後子ども教室を放課後児童クラブに移行し、令和4年度から受益者に利用料を負担していただく新制度を創設することもできました。

しかしながら、合併により多くの施設と広い町域に整備されたインフラを有する本町にとって、財政の硬直化を是正するためには、さらなる施設の統廃合等により人件費や物件比等を縮減しなければなりません。

そこで、令和3年度を行財政改革集中期間初年度と位置づけ、令和6年度の一般会計当初予算において、財政調整基金からの繰入額を2億円に抑え、5年目に当たる令和7年度から同基金の残高を標準財政規模の10%に当たる8億円程度で安定させることを目標に、一層の歳入の確保、事業の見直し、施設の再編を進めるため、職員一丸となり取り組んでまいります。

特に施設の再編につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、259の個別施設計画を着実に実施していくことが重要であり、この5年間で賀美石幼稚園の休園や中新田保育所の民営化、小野田・宮崎中学校の統合と宮崎中学校跡地の有効活用、小野田コミュニティセンターの廃止、町有財産の売却等について遅滞なく進めていくこととしております。

新年度の予算案は、以上の考えに基づき編成を行ったものであり、その概要についてご説明申し上げます。

一般会計の予算総額は128億円を計上し、令和2年度の129億5,000万円と比較しますと、1億5,000万円、率にして1.2%の減としています。

中新田公民館建設工事による増加要因がある一方で、小学校のトイレ改修工事の完了のほか、臨時財政対策債の増額に対応し、道路などの起債事業を抑制したこと、一般行政経費に10%のマイナスシーリングを設定したことなどにより、予算規模は減少しています。

歳入の主なものについて、令和2年度当初予算と比較しますと、町税は24億7,869万円で、4,995万円（2.0%）の減、地方消費税交付金は5億円で2,000万円（3.8%）の減を見込んでいます。

また、地方交付税は、普通交付税が国勢調査人口の置き換えや臨時財政対策債の振替額の増加により 3 億2,000万円減少し、特別交付税と合計すると50億3,000万円で、3 億5,000万円 (6.5%) の減となっております。

国庫支出金は 8 億8,225万円で、7,565万円 (7.9%) の減、県支出金は 8 億985万円で5,687万円 (7.6%) の増となっております。

繰入金は 8 億5,432万円で、2,041万円 (2.4%) の増となっており、合併振興基金から 1 億3,700万円、ふるさと応援基金から 1 億402万円、文化振興基金から7,000万円、そのほか財政調整基金からは前年度比 1 億円減の 5 億円を繰り入れています。

町債は臨時財政対策債の増額が影響し、13億4,550万円で、2 億1,750万円 (19.3%) の増となっておりますが、借換え分6,230万円を除いた実質的な地方債発行額は12億8,320万円となっております。

次に、主要施策について、町の総合計画で掲げている 6 つの将来像に沿ってご説明申し上げます。

かみでん里山公社において、昨年 7 月より小野田地区の加美八幡堂太陽光発電所で発電した電力を買い取り、町内の公共施設、民間事業者などに供給することで、エネルギーの地産地消を実現しており、引き続きエネルギー自給率の向上に努めてまいります。

また、町内で計画されている風力発電事業につきましては、住民の生活環境や自然環境への影響を生じさせることがないように、町としても県へ意見を述べてまいります。

ごみの減量化に向け、使い切り、食べ切り、水切りの 3 切り運動の推進や食品ロスの削減、資源ごみのリサイクル推進に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、家庭ごみの正しい捨て方について、広報誌への掲載や地域リーダーとして活躍している環境美化推進員への周知徹底に努めてまいります。

第 2 期加美町子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図ります。

また、公共施設の個別施設計画に基づき、中新田保育所の民営化、認定こども園の統廃合を進めてまいります。

働く保護者等の子育て支援のための放課後児童クラブについては、新たな条例に基づき、運営に努めてまいります。

新年度より私立幼稚園 1 園が支援制度に加わり、町内の私立の全ての施設への施設型給付費及び地域型保育給付費、子育て支援事業費等の支給を継続してまいります。

妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターと、深刻化する児童虐待の未然防止に対応するための子ども家庭総合支援拠点の一体的な相談窓口を設置し、安心して子育てができるまちづくりを推進してまいります。

第3期健康増進計画に基づき、誰もが健康で心豊かに暮らせる健幸社会の実現を推進するとともに、第3期食育推進計画に基づき食育を通じた健康づくり、楽しく食べる環境づくりに取り組んでまいります。

成人保健対策では、特定健診やがん検診を推進するとともに、生活習慣病の重症化予防対策に努めてまいります。

母子保健対策としては、妊婦・乳児健診などの費用助成や産前産後サポート事業、産後ケア事業の充実を図ってまいります。

また、自殺予防対策として、傾聴ボランティアなどの人材育成や専門相談の開設及び各種啓発事業を推進してまいります。

高齢者温泉入湯助成事業、老人クラブ活動及びミニデイサービス事業への支援、加美町シルバー人材センターへの運営助成などを継続し、寝たきり老人等紙おむつ事業等を通じて、家庭での介護負担軽減を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、居宅介護サービスや地域密着型サービス、施設介護サービスの適切な給付に努めてまいります。

令和3年度から令和5年度までの3か年を期間とする第3期障がい者計画、第6期障がい福祉計画並びに第2期障がい児福祉計画の策定を進めております。障がいを持つ方やその家庭等の要望を把握するために実施したアンケートでは、経済的支援や保健・医療の充実とともに、障がいに対する理解の促進の充実が求められており、今後、ハード、ソフト両面におけるバリアフリーの啓発・推進に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、関係機関との連携を密にし、医療費の適正化等をさらに推進するとともに、誰もが安心して医療を受けられるよう、安定的な事業運営に取り組んでまいります。

また、後期高齢者医療制度につきましても、広域連合と連携を図りながら制度の円滑な運営に努めてまいります。

地域防災計画につきましては、本町で起こり得る大規模自然災害等に備えるため、国や県の計画と整合性を図りながら、適宜改定を行ってまいります。

近年、国内で多発している豪雨被害を想定した水害への対策強化が必要となっており、特に

被害が増している高齢者利用施設の避難計画作成を支援してまいります。

また、防災訓練の見直しや防災士による研修会の開催など、町民への自助、共助に関する自主防災意識の向上に努めてまいります。

消防団設備につきましては、必要な資機材の整備更新を図り、安心して活動できる体制を継続してまいります。

交通事故及び犯罪の防止等につきましては、警察署をはじめ、交通安全指導員、防犯指導員の活動を中心に、関係団体と連携を図りながら各種対策に取り組んでまいります。各行政区での交通防犯教室の開催、広報チラシの配布、安全安心パトロール隊による定期的な巡回や見守り活動を中心に、より安全な地域生活の確保に努めてまいります。

また、区画線の設置による交通安全施設の更新、みやぎ環境交付金を活用したLED照明の交換も引き続き行ってまいります。

8,000ベクレル以下の利用自粛牧草につきましては、令和元年度から2か年でフレコンバックへの再封入を実施したことから、引き続き安全保管に努めてまいります。また、400ベクレル以下につきましては、地域住民への勉強会を開催し、より丁寧に説明し、理解をいただきながら関係団体等と連携を図り、草地へのすき込みによる減容化に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、施設の更新に対応するため策定しましたストックマネジメント計画により、中新田浄化センターの施設更新工事を実施してまいります。

浄化槽事業につきましては、下水道処理区域外を対象として、令和2年度までに682基を設置しております。新年度においても40基の設置を予定しており、今後も水洗化を推進してまいります。

水道事業につきましては、給水人口の減少等に伴い、給水量が年々減少し、厳しい経営状況にあります。引き続き経費削減、未収金対策の強化に努め、持続可能な水道事業経営を行ってまいります。

新年度は、麓山配水池及び東部流量計室の残留塩素計更新工事並びに道路改良工事に伴う水道管移設工事を実施するほか、他施設においても計画的な更新工事等を実施し、施設の長寿命化を図ってまいります。

道路整備事業につきましては、新規事業を見送り、三杉川底線ほか4路線の改良及び舗装工事を継続して実施してまいります。

橋梁等の点検につきましては、新年度は調査対象となる橋梁265橋のうち64橋の点検を行う計画としております。橋梁修繕事業につきましては、三合寺橋並びに大平橋の修繕工事と野寺

橋ほか2橋の修繕工事に係る詳細設計業務を実施してまいります。

冬期間の安全な通行確保のため、宮崎地区の除雪ドーザ1台を更新し、除雪体制の充実に努めてまいります。

国道347号並びに国道457号につきましては、安全対策の強化や渋滞解消も含めたバイパス整備などの改良促進について、引き続き関係機関に要望してまいります。

また、宮崎地区の袋小路改修につきましては、宮崎と鳴子をつなぐ道路整備について、県への働きかけを引き続き行ってまいります。

鳴瀬川ダム建設及び漆沢ダムの再開発（治水専用化）事業につきましては、国土交通省において令和2年12月16日付で特定多目的ダム法に基づく基本計画の告示がありました。

今後、国では地元及び地権者に対し、建設に向けた用地関係や工事スケジュールに関して、これまでより踏み込んだ説明や意見交換を行い、本格的な事業を展開していくこととなります。町では、体制を強化した上で、ダム建設による観光振興策や環境整備について、地域対策連絡調整会議等において地域活性化策を検討、具体化していきたいと考えております。

なお、寒風沢地区の地域振興対策事業につきましては、田川ダム関連寒風沢地区地域振興計画に基づき、旭・寒風沢線道路改良工事を継続して進めてまいります。

近年、全国各地で台風やゲリラ豪雨による大規模な水害が激甚化、頻発化していることから、町では、河川改修や施設整備など治水対策について関係機関より一層の働きかけを行ってまいります。

民間住宅の支援につきましては、木造住宅耐震診断助成事業と、その診断結果に基づく木造住宅耐震改修工事助成事業のさらなる促進を図るため、ダイレクトメール等による広報活動を継続してまいります。また、通学路などの安全確保を図るための危険ブロック塀等除去助成事業につきましても、継続して実施してまいります。

住民バスにつきましては、安全な運行体制を徹底するとともに、今年度実施している公共交通調査を踏まえ、今後の公共交通施策を検討してまいります。

また、高齢者などを対象としたバス利用に関する啓発事業の実施や免許返納者への運賃軽減制度の周知徹底に努めるなど、新規利用者の拡大に努めてまいります。

これまで企画財政課で進めておりました空き家対策につきましては、移住者の住まいに空き家を積極的に活用することから、新年度よりひと・しごと推進課で所管することとします。具体的には、空き家バンクの運営と窓口相談などについて、民間事業者との連携を図り、実態把握、登録促進、移住者の紹介などを一体的に推進してまいります。併せて、空き家に関する相

談会や研修会等を実施し、適正管理を支援してまいります。

なお、空き家バンクにつきましては、これまでに売買、賃貸、合わせて40件の契約が成立しております。

昨年は、各種相談・セミナーのオンライン化に取り組み、PR動画の配信、関係人口セミナー、移住相談・協力隊希望者面談等を実施いたしました。加えて、加美町版農業インターンシップなど5回の相談会等を開催し、延べ107人と接触しました。うち、延べ19の方が実際に加美町を訪れ、そのうち4名の方が加美町に移住、2名の方が今年度中の移住に向け、準備を進めております。新年度は、引き続きオンラインを活用した相談やセミナー等を開催し、関係人口の増加とつながりの強化を図ってまいります。

ファミリー住ま居る住宅取得補助金につきましては、これまで185世帯が補助金の交付を受け、639人が定住しており、うち57世帯、165人が町外からの転入者となっております。

新年度からは、Uターン世帯が親と同居する場合に必要な増改築工事についても支援対象に加えるとともに補助金額を見直し、さらなる町内への移住・定住を促してまいります。

地域おこし協力隊事業につきましては、令和2年度までに受け入れた隊員は計26人となり、任期を終えた21人のうち、これまで11人が新規就農や誘致企業への就職など町内に定住しております。今年度も引き続き農業の担い手や地域運営組織、市民活動の支援等を行う隊員を募集し、地域の活性化に努めてまいります。

主食用米の価格を維持していくためには、需要に応じた作付が必須であり、新規需要米や大豆、飼料作物等の戦略作物、ネギ、タマネギ、加工用野菜等の振興作物への作付を誘導するとともに、園芸及び畜産等による複合経営をより一層奨励しながら、農業経営の安定化に取り組んでまいります。

担い手の育成・確保につきましては、担い手支援事業や国の農業次世代人材投資事業を活用して、新規就農者や農業生産法人等の支援をしてまいります。

世界農業遺産につきましては、大崎地域世界農業遺産推進協議会を中心に、アクションプランの実践とツーリズムの推進、農作物のブランド認証制度の運用など、多様な取り組みを推進してまいります。

6次産業化の推進につきましては、新商品の開発、販売促進等に対する助成として、6次産業化チャレンジ助成金制度を創設しております。引き続き、意欲のある農林業事業者を支援してまいります。

鳥獣被害につきましては、鳥獣被害対策実施隊により銃器及びわなで捕獲を行うとともに、

I C T機器やセンサー機器などの導入も試みながら捕獲強化に努めてまいります。

畜産業につきましては、肥育素牛の市場価格が高騰していることから、肥育農家の肥育素牛購入に対し助成を実施するとともに、繁殖農家については繁殖雌牛増頭の一助となる町営葉菜原放牧場や加美町土づくりセンター等をフルに活用し、農家所得の向上につながるよう、関係団体と連携し、引き続き取り組んでまいります。

また、全国で感染報告されております豚熱や鳥インフルエンザなどの防疫対策を関係団体及び飼養農家と一緒に徹底してまいります。

圃場整備事業につきましては、継続地区として東鹿原地区と高城地区の補完工事及び換地業務を実施、令和4年度の事業採択を目指し、月崎・清水地区と小野田東部地区の圃場整備調査事業を行ってまいります。また、新規に取り組む羽場地区において農地等地域整備構想策定支援事業（調査・推進事業）を行う予定としております。

多面的機能支払交付金事業につきましては、活動に取り組む42組織により、農村環境の保全に努めてまいります。

中新田地区の集落基盤整備事業につきましては、道路改良1路線、水路改良1路線を実施し、豊かなふる里保全整備事業を活用し、2路線の水路整備を実施してまいります。

森林・林業につきましては、森林環境譲与税を活用し、継続的に森林所有者に対する意向調査を実施します。また、意向調査の成果に基づき、私有林の経営管理集積計画の作成に取り組み、地域森林資源の適切な管理を推進してまいります。

町有林の管理につきましては、森林経営計画に基づき、適切な施業を実施するとともに、間伐や皆伐により立木の売払い収入の確保を図ってまいります。また、分収林契約地の伐採返地について、杉の再造林を実施いたします。

林道につきましては、昨今の豪雨による災害の激甚化を踏まえ、点検や予防対策を実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

水産業につきましては、鳴瀬川及び田川の豊かな水産資源確保のため、アユ、イワナ、ヤマメの放流を継続するとともに、鳴瀬・吉田川漁業協同組合や養殖業者との連携により、ブラックバス、カワウなど有害生物による食害対策や河川の環境改善に取り組み、内水面漁業振興を図ってまいります。

商工業を取り巻く状況は、従事者の高齢化や後継者不足に加え、空き店舗の増加など地元商店街は依然として厳しい状況が続いております。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、地域経済は多大な影響を受けております。町では、商工会や金融機関と連携しながら、中小企

業・小規模事業者の事業継続支援と商店街のにぎわいづくりに取り組んでおります。

新年度におきましては、地域経済の回復を図るため、割増商品券の発行や後継者の育成、中新田地区商店街の空き店舗対策などの支援を継続してまいります。

5年目となる食彩市場みやざきどどんこ館につきましては、新しい生活様式に対応しながら、地域に喜ばれる売場づくりに努めてまいります。

消費者行政につきましては、消費生活専門相談員を配置し、多重債務や悪質商法、特殊詐欺等の相談に対応するとともに、消費者被害の未然防止や発生したトラブルを最小限にとどめるよう取り組んでおります。社会の変化に伴い相談内容も多様化していることから、弁護士や専門機関と連携しながら、問題解決に当たってまいります。

観光事業につきましては、加美町観光まちづくり協会や加美町振興公社などと連携を図りながら、ウイズコロナを見据え、県内外に向けて加美町の観光施設、特産品、イベント情報等を発信してまいります。

また、コロナ禍におけるマイクロツーリズム傾向を的確に捉え、モンベルフレンドタウンやジャパンエコトラック、ボルダリング施設などのリゾートエリアの資源を生かし、近郊エリアからの入り込み客増加に努めてまいります。

インバウンドにおいては、当分の間復活は難しいものの、宮城県や東北観光機構などと連携を図り、コロナ後を見据え、在日外国人の誘客に向けた事業を進めてまいります。

企業誘致につきましては、地元企業と県内外の企業との技術・生産連携に向けた橋渡し役や調整役など、企業間のマッチング支援を通して、新規の事業所誘致と地元企業の新たな産業分野への参入につながるよう引き続き支援してまいります。

大崎管内の有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済低迷を受け、昨年5月から1倍を下回っておりましたが、11月末に7か月ぶりで1.07倍となり、回復の兆しが見えています。一方、業種によっては慢性的に人手不足の状況にあることから、引き続きハローワーク古川等と連携を図りながら、求職者支援に取り組んでまいります。

起業を目指す方や起業間もない創業者を支援するため、商工会や金融機関等と連携した創業支援セミナーの開催に加え、起業者育成支援事業助成金交付制度を活用した新商品の開発、販売を行う創業者の支援に努めてまいります。

少子高齢化の進展、家庭や地域社会の変容、加えて新型コロナウイルスの影響により、学校や子どもを取り巻く環境が大きく変化し、教育環境も深刻かつ複雑化しております。このような中、昨年新たに策定しました加美町教育等の振興に関する大綱に基づき、町と教育委員会が

より一層の連携を図り、ふるさとに誇りを持ち、心豊かで知・徳・体の調和の取れた持続可能な魅力あるまちづくりを牽引する人材の育成に努めてまいります。

学校施設につきましては、老朽化した設備、備品等を順次更新し、安全で快適な学校施設の整備・充実に努めてまいります。

G I G Aスクール構想の下、各小中学校の通信ネットワーク整備と1人1台の端末整備を進めてまいりました。新年度では、G I G Aスクール構想の実現に向け、I C Tの効果的な活用を一層促進し、児童・生徒の情報活用能力を育ててまいります。

また、今年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校現場への人的支援と子どもたちの学びの保証のため、スクールサポートスタッフや学習支援員を配置し、消毒清掃作業や少人数指導、習熟度別指導を行い、教員や子どもたちへの支援の充実に努めてまいります。

生涯スポーツ推進事業と地域コミュニティの中核として期待される加美町総合型地域スポーツクラブかみジョイが円滑なクラブ運営や事業展開が図られるよう支援するとともに、加美町スポーツ推進基本計画に基づき、町民のスポーツ実施率向上に努めてまいります。

加美町中新田B&G海洋センターにつきましては、指定管理者によりカヌーを中心とした事業や自然体験活動の提供、誰もが楽しめる多目的な活動の推進、障がい者スポーツの拠点として共生社会実現に向けた取り組みを積極的に行ってまいります。

文化振興事業につきましては、国指定文化財松本家住宅の屋根修復事業への支援をはじめ、無形民俗文化財保持団体、天然記念物管理者への文化財の保存や継承のための支援や、農道上狼塚北3号線整備事業に伴う本発掘調査をはじめとする埋蔵文化財の保存に関する事業など、各種文化財への支援や調査を実施してまいります。

また、学校や各種団体への文化財出前事業を実施し、文化財愛護意識の高揚を図ってまいります。

博物館統廃合に関しましては、今年5月に閉館予定している芹沢長介記念東北陶磁文化館の収蔵品の移動準備を行い、ふるさと陶芸館への受入れ準備を進めてまいります。

各行政区から推薦により委嘱している生涯学習推進員と生涯スポーツ普及員を生涯学習推進員に一本化し、生涯学習及び生涯スポーツの普及推進に努めてまいります。

また、学校支援活動事業を継続するとともに、新たに家庭教育支援事業を実施し、協働教育のさらなる充実に努めてまいります。

公民館事業につきましては、地域活動の拠点施設として、それぞれの特色を生かした事業を進めてまいります。なお、新中新田公民館につきましては、令和3年度からの2か年で整備を

進めてまいります。

図書館事業につきましては、感染症予防対策に十分留意の上で各種イベントを開催するなどサービスの向上に努めてまいります。

また、親子そろって読書活動を始めるきっかけづくりとなるブックスタート事業をはじめ、移動図書館車や学級文庫貸出し事業により児童の読書活動の推進を図ってまいります。

中新田文化会館及び小野田文化会館につきましては、芸術・文化の拠点として、各種事業を積極的に展開してまいります。

持続可能な地域づくりを実現するためには、町民、議会、町の連携と協働が欠かせません。昨年度策定した協働のまちづくりの推進に係る指針に続いて、新年度は協働によるまちづくり活動を活発化させるための具体的な仕組みや支援策を盛り込んだ行動計画を策定いたします。

また、研修や講座等の開催による人材育成とともに、町民や町職員が協働について考える機会を設け、意識の醸成を進めてまいります。

町民提案型まちづくり事業につきましては、引き続き計画策定や組織づくりなど、活動団体の育成に重点を置いた支援を行ってまいります。また、次代を担う子どもたちが、まちづくりに参画する議会の確保にも努めてまいります。

令和2年度における女性委員の登用状況は42.7%と県内市町村において3番目に高い登用率となりました。引き続き、女性活躍推進法や働き方改革など、昨今の社会情勢や国・県の動向を見ながら、各種啓発活動等に取り組んでまいります。

新年度の職員体制につきましては、職員270人、再任用職員21人の合計291人を見込んでおります。新年度から組織改編を行い、効率的かつ実践的な行政運営を図るため、事務事業を精査し、職員配置を行ってまいります。

会計年度任用職員についても処遇改善を進めておりますが、効率的な配置等により見直しを行い、職員数の数の削減を進めてまいります。

人件費の削減を進める上で、事務の改善や業務の効率化を進める必要があります。コロナ対策等において、ワクチン接種など事務の増加も見込まれますが、職員の意識改革を図り、業務改善による時間外勤務の縮減、ワークライフバランスの改善に努めてまいります。

また、職員の定員管理の指針として、会計年度任用職員を含めた職員定員適正化計画の策定を進めてまいります。

新型コロナ感染拡大の収束が見えない中、私たちは日本社会の行く末に不安を感じ、将来への希望の光を見出せない「今」に身を置いています。讃岐の鈍牛と言われた大平正芳元首相は、

座右の銘「永遠の今」について、現在というものは、未来を思考する力と過去の持つ引力という相反した方向に動く2つの力の緊張した相克の中にある。そして時間は、いつも現在という衣をつけて我々を訪れるものである以上、現在は永遠であり、襟を正して立ち向かわなければならぬものであると述べております。

これまでの常識や考え方、やり方が通用しない、パラダイムの転換が起きている今、私たちは過去から受け継いだ遺産のうち、何を残し、何を捨て、どのような未来を切り開いていくのか重大な岐路に立たされています。そこで重要なのは、物事の本質を見詰め、時代の変化や潮流を大局的に見極め、明確なビジョンや戦略を立て、共に共感の輪が広がる持続可能な魅力あるまちをつくることではないでしょうか。

新年度においては、コロナ感染拡大防止と社会経済の発展、地方創生の推進と行財政改革といった半ば相反する取り組みを両立させていくため、襟をただし、職員一丸となって立ち向かってまいりたい覚悟です。何とぞ議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 以上で、施政方針が終わりました。

暫時休憩いたします。11時15分まで休憩といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

日程第4 学校教育の基本的な方針

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、学校教育の基本的な方針に入ります。

教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。よろしくお願いいたします。

本日、ここに令和3年加美町議会第1回定例会が開会されるに当たり、学校教育の主要な施策について所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、年度当初からの長い臨時休業となり、授業時数の不足による学び残しや不登校児童生徒の増加が懸念されました。臨時休業で失われた

授業時数については、長期休業期間の短縮や学校行事等の見直しを行いながら確保し、今年度学習すべき内容については年度内に終わることができる状況にあります。学校再開後も感染予防対策等大きな制約のある中、児童生徒の安全・安心と学びの保障を最優先に教育活動を進めてまいりました。

各学校においては、コロナ禍だからできないではなく、どうすればできるかを子どもたちと一緒に考え、感染予防対策を取りながら前向きに取り組み、例年とは違ったコロナ禍ならではの成果を上げております。

新年度も「心身ともに健康で知・徳・体の調和のとれた幼児・児童・生徒の育成をめざすとともに、生涯学習の基礎を培い、生きる力の育成」を学校教育の目標として掲げ、職員一丸となって学校教育の充実に努めてまいります。

学習指導につきましては、引き続き、学力向上に向けた5つの提言を取り入れた授業の実践を推進してまいります。推進するに当たり、いま一度、提言の意味や込められた思いを理解し、できた・分かったという喜びを実感できる授業を実践します。また、指導と評価の一体化を図り、児童生徒の理解状況を把握しながら、補充指導や学び直しを実施し、基礎・基本の確実な定着など各学年で身につけなければならないことを確実に身につけるよう努めてまいります。

また、学力向上会議を核として、学力調査を基にした結果分析・対策シートを活用し、中学校区ごとの実態を踏まえ、学力向上に向けた具体的実践内容を提示し、小中連携した授業改善に取り組んでまいります。

また、教職員自らICTについて学び、ICTのよさを知り、1人1台のタブレット端末の活用により学習活動（個別最適な学び）の一層の充実が図れるよう、研修の機会を確保してまいります。

生徒指導につきましては、2年目を迎える魅力ある学校づくり調査研究事業を各学校の経営の柱に位置づけ取り組んでまいります。引き続き、子どもが安心して過ごせる居場所づくり、安心して過ごせる仲間を育む絆づくり、できた・分かったという喜びを実感できる授業づくり、この3つの視点からこれまでの取り組みを見直し、改善を図りながら、全ての子どもにとって安心して教育活動に取り組める魅力ある学校を目指し、新たな不登校を生まない学校づくりに取り組んでまいります。

現在何らかの理由により学校に継続して通えない子どもについては、保護者との信頼関係の下、学校が中心となり受入れ体制の充実を図ってまいります。また、個別の支援計画を作成し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもの心のケアハウスなど関係機関

との連携を図りながら、個々の状況に応じた支援（教育相談、学習指導など）、これらに努め、学校復帰や社会的自立を図ってまいります。

幼児教育につきましては、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期に豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身につけられるよう、人との関わりや遊びを中心とした体験活動による学びの機会が得られる取り組みを充実させます。

今年度、町内の全ての幼稚園・こども園・保育所と小学校が、学ぶ土台づくり推進事業を通して連携を図ってまいりました。新年度も引き続き、園・小学校間での子ども同士、教職員同士の交流、幼小接続カリキュラムの実践、評価、改善に取り組み、幼児教育の充実を図るとともに、小学校教育との滑らかな接続を図ってまいります。

特別支援教育につきましては、本町においても配慮を要する児童生徒が年々増えている現状にあります。各学校においては、特別な支援を要する子どもに対し、きめ細かな指導や支援を行っておりますが、普通学級には個々の教育的ニーズに応じた十分な指導・支援を受けられず困り感を抱いている子どももおります。困り感を抱いている子どもには、その子に合った環境、その子に応じた支援が必要です。就学前のできるだけ早い時期に、子どもの年齢に応じた発達状況を把握し、支援を必要とする子どもには関係機関と連携を図りながら、適切な支援を行ってまいります。また、切れ目のない支援体制をつくり、異校種間での確実な引継ぎを行い、個別の教育支援計画や指導計画に基づき、子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援に努めてまいります。

学校教育を進めていく上で、子どもが、これまでどのような体験をし、どのように学んできたか、これからどのように学んでいくのかを、校種を越えて理解し合い、目指す子どもの姿を共有し指導に当たることが重要であると考えています。そのために、就学前から中学校卒業までを見通し、子どもに関わる教職員などがそれぞれの役割を果たし、それぞれの発達段階において子どもが身につけるべきことを確実に身につけさせるとともに、校種間の接続が滑らかになるよう連携を図り、保幼小中12年間の連続した学びを推進してまいります。

「夢や志を持ち、郷土愛にあふれ、可能性に挑戦し続けるやさしくたくましい子ども」を義務教育が終える時の目指す子どもの姿とし、その育成に努めてまいります。

小野田中学校と宮崎中学校の統合につきましては、加美町立中学校再編検討委員会から、校舎の位置、統合の時期、再編後の学校の在り方について答申を頂き、この答申に基づき、令和4年4月1日の開校を目指し、保護者及び地域住民の皆様に理解を求め、説明会を行ってまい

りました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による説明会の中断や統合に向けた準備を進めることが難しいことから、令和5年4月1日開校を目指し、改めて保護者及び地域住民の皆様のご理解をいただき進めてまいります。

また、複式学級を有している小学校の再編につきましては、加美町立小・中学校再編の基本方針を踏まえ、鹿原小学校と東小野田小学校の統合について、保護者及び地域住民の皆様の理解が得られるよう、引き続き努めてまいります。

以上、令和3年度における学校教育の基本的な方針について申し述べました。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えない中、今後も様々な制約はありますが、子どもの安全・安心と学びの保証を最優先に教育活動を進めてまいりますので、議員各位並びに町民皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 以上で学校教育の基本的な方針が終わりました。

昼食のため、休憩といたします。午後12時30分まで休憩といたします。

午前11時27分 休憩

午後 0時30分 再開

日程第5 一般質問

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ再開いたします。

日程第5、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、11番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔11番 一條 寛君 登壇〕

○11番（一條 寛君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、3問質問させていただきます。

1問目は、新型コロナウイルスワクチンについてお伺いします。

新型コロナウイルスの感染拡大阻止の切り札と言われるワクチン接種について、有効性、安全性が正確に町民に周知され、町民が安心感を持って接種が受けられることが非常に重要と思っております。そのための取り組みと接種への準備、国・県及び関係諸機関との調整状況を伺います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、新型コロナウイルスワクチン接種に関するご質問にお答えさ

せていただきたいと思います。

この新型コロナウイルスワクチンにつきましては、ファイザー社製のワクチンの日本国内における臨床試験が昨年10月から行われまして、12月に厚生労働省に承認申請が出されました。その後、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において審査をし、ご趣旨のとおり2月14日に承認されたわけでございます。

国では、昨年から接種体制の整理に向けた取り組みを進めているところであります。実施主体となる市町村を対象とした国・県説明会を12月以降、3回開催してまいりました。今回のワクチン承認を受けまして、接種に向けた準備が一層加速するものと予想しております。

国が想定するスケジュールとしましては、速やかに医療従事者への先行接種を開始し、その後範囲を拡大した医療従事者の優先接種を行い、4月から高齢者向けの優先接種を始めることとしております。約3か月で高齢者の接種を終え、その後基礎疾患のある方から一般の方へとワクチン接種が進む予定になっております。

医療従事者等に対するワクチンの接種については、県が主体となって実施することとなっております。市町村においては65歳以上の高齢者への優先接種に向けた準備を進めることとなっております。準備から接種に至るまで非常に短い期間であります。しっかりと対応してまいりたいと思っております。

また、これまでにない規模での集団接種ということになります。町では1月29日にワクチン接種対策チームを立ち上げまして、全庁的に取り組んでまいることとしております。

今後、ワクチン接種の日程や接種会場の設定と住民への周知、予約システムの構築と運営、医師、看護師ほか人員の確保、接種者情報の管理と2回目の接種に向けた予約体制など、一つ一つこの短い期間でクリアしていかなければならないと思っております。町民のワクチン接種機会の確保に町としても全力を挙げて努めてまいりたいと思っております。

そのために大事なことは、もちろんのことながら、国・県との連携が大事であります。さらに、一番大事なことは、地元の医師会の皆様のご協力がなければ、これは集団接種できませんので、医師会の先生方との協議、打ち合わせをさせていただいているところでございます。引き続き情報共有と連携を密にしながら、スムーズなワクチン接種のため最善を尽くしてまいりたいと考えております。よろしくご理解、ご協力を賜りたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 医師会との協力が一番大事という答弁がありました。その前に町民の理解と申しますか、町民に有効性、安全性がいかに周知されるかということが、より大事な

かなと思います。そういう意味で、ファイザー社のワクチンは16歳以上の4万人以上が参加した臨床試験、治験で95%の有効性が示されました。これは、接種した集団での新型コロナウイルス感染症の発症者が、接種しなかった集団の20分の1になるということを意味するそうです。インフルエンザワクチンの有効率が30%から50%と言われることを考えると、高い効果と言えると思います。モデルナ製で94%、アストラゼネカ製でも2回接種で82%と発表されています。このように、ワクチン接種のメリットとして、コロナ発症者の減少と重症患者の減少を図ることができると言われております。

一方、リスクとして接種部分の痛み、頭痛、だるさ、筋肉痛などが一定見られるようですが、メリットのほうがリスクを上回ると思います。そういう意味で、正確で丁寧な情報提供により、1人でも多くの方に接種してもらうことが大事と思いますが、この辺町民への情報提供をどのように進めるかお伺いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

議員おっしゃるとおり、今その有効性等について、国のほうでも今後、まず先行接種する医療関係者の方々、こう言ったら悪いですが、そういった方々にまず打って、その反応を見ると。それで問題がないということになると、さらに範囲を広げた医療従事者という形になります。そこでいろんな副反応の様子ですとか、そういったものが明らかになってくると思います。どのくらい発症するのかと。そういった部分については、国のほうからその都度情報等提供されておりますので、それを受けまして、町のほうとしても啓発の機会を設けていきたいと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） いろんな国・県から情報をいただいた段階で、速やかに町民へも情報提供していただきたいと思います。

4月以降に始められるという65歳以上の接種対象者は、我が加美町において何人ぐらいおられるのか。また、どのくらい接種を希望すると見込んで準備をされているか、準備をするか、伺いたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

65歳以上の対象者、8,000人弱ということになると思います。そちらにつきまして、8,000人弱ということで、接種率は今のところ、いろいろ接種体制を構築する際の想定としまして、7

割から8割程度かなと考えております。全く初めてのことで、予想がなかなかつきづら
いところですが、とりあえず7から8割ぐらいと想定しながら進んでいるという状況でござい
ます。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 国とか県からはどのぐらいを目標に啓発といいますか、そういう目標は
どのぐらいの人数に接種してもらうようにしなさいとかっていう目標はあるのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

具体的に何割以上というような目標は特に示されていませんが、できるだけ多くの方の受け
てもらえるように、またワクチンもできるだけ無駄にしないようにというようなことは言われ
ているところです。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 加美町では今まで集団接種でという説明がずっとありましたけれども、
いろんな自治体においては、かかりつけ医での接種が受けられるようなところもあるようで
けれども、その辺のことは考えておられないのかどうかお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

現在のところ、まず加美町の場合ですと、集団接種でいくのがいいのかなということで、医
師会の先生方とお話しさせていただいております。この辺も、当初国からできるだけまとま
った形で受けると。そうすることによってワクチンの無駄がないということがあったのですけれ
ども、国のほうも大分その都度、その都度いろいろ方針が変わってきています。当初、ワクチ
ンをできるだけ小分けしないで1か所ということだったのが、最近ではある程度分散させる
形で運んでも大丈夫ですよというようなことになっております。そういったこともありまして、
まだ確定ということではなくて、今後の状況を見ながらということになります。先日、報道で
も練馬区での実施がありました。国でも練馬区モデルということで、集団接種と、あと個別の
接種、これを組み合わせる形でということを出しているというか、推奨し始めているので
すけれども、なかなか国はどうしても大都市を標準として考えているようで、小さな市や町や
村、こういったところにも果たしてそういった形が適用できるのかというのは、なかなか難し
いところだと思います。

また、先ほど来出ているように、医師会の先生方の意向が一番大きな部分を占めますので、

そちらといろいろ協議しながら、今後詰めていくということになるかと思えます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 集団接種以外も今後、町の医院での接種もあり得るかもという答弁でもありましたけれども、なかなか集団接種で難しい方の中に、障がい者や介護度の高く歩行が困難な方とか、歩行が困難な方は町の医院では難しいのかなと思えますけれども、そのような方への接種はどのようにお考えになっておられるか伺います。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

先ほど、現時点では集団ということで、ただこれは今 65 歳以上のまず高齢者の分ということで、それが終わりますと一般の方になっていきます。そうなったときに、これはワクチンとの兼ね合いもあります。今ファイザー社のワクチン、マイナス 75 度ということで、非常に取扱いが難しいということもあって、集団接種がメインになっていくのかなということはあるのですが、これがアストラゼネカ製となってくると、2度から8度程度で扱えるということになってきますと、一般のお医者さんのほうでもそれを保存して接種ができるということになるかと思えます。その辺もワクチンの接種体制が非常にまだ分からない、国からも示されないということで、スケジュールがなかなか立てづらいということもあります。会場になかなか来れないという方、今、高齢者施設、特養とかグループホームであったりとか、そういった方については、そこで受けられるような形もあるということも示されております。あとは個別のお医者さんに行く、あるいはお医者さんに来てもらう、そういったいろいろなパターンも国でも想定しているようですので、そういった方々については、そういった形で対応ということになるかと思えます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） やむを得ない事情がある場合は、住所地以外での接種を受けることが可能だと思いますが、その場合にどのような手続が必要になるのかお願いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

今おっしゃられましたとおり、いろんな事情があれば住所地以外でもできると。ただ、ワクチン受けるために接種券というのが各個人に配られます。その接種券については住所地から送られるということです。ですから、その接種券を持って、違った市や町の接種券を持った方が、接種会場に、あくまでもただ予約制ですので、突然来るといったことはないので、予約の段階で

いろいろお話を聞いて、必要な手続を取ってもらおうと。先ほど言いましたように、ワクチン3種類ほど今のところ出ております。当然1回目打ったワクチンと2回目と同じでなければなりませんので、なおかつ3週間という期間を空けなければならないというようなことで、非常に管理が難しいということもあります。それから、仮に2回目の方が来たときには、1回目、どこの町でいつ受けましたかということが必要になってきますので、その辺は予約の段階でいろいろお聞きすることになろうかと思えます。そういったデータを、予約システムの中、あるいは今ワクチンの管理システムというのもまたあるんですけれども、そちらに入れるという形で管理していくということになろうかと思えます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 最初の答弁で65歳以上の方の接種を3か月で終える計画という答弁がありました。これは2回目を含めて3か月で終わるということでよろしいでしょうか。

あと、接種券はいつ頃から配布といいますか、町民に配られるのか、その辺の計画が決まっていたら、お願いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

国が当初示しておりましたスケジュールでいきますと、各市町村から接種券の発送というのが3月中旬頃と示されておりました。ただ、この接種券の発送について、差し当たってまず日程とか場所も決まらない状況で発送ということになろうかと思うのですけれども、そうしますとなかなか混乱すると思えます。もらった方は当然すぐできるものだと思うので、そういったところで今のところ国から3月中旬ということを示されておまして、町としてもそれで動いてはいるのですが、今後の状況によって、またこの辺も変わる可能性もないとは言えないかなと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 3か月で終わるといこととすと、8,000人弱の、仮に80%として、6,400人の2回で1万3,000回の接種になるわけですけれども、これを何会場で何日ぐらいに分けて、1日平均1会場何人ぐらいで計画して3か月という計画になっているのか、お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

当初、医師会の先生方とお話しする中で、先生側から、先生はいろんな集団接種等をやっ

いる関係から、大体1時間でこのぐらいはできるのではないかと、50人ぐらいできるのではないかなというようにお話がありましたので、1時間で50人したとして、仮にお医者さんが3人でやった場合、3つのラインでやった場合150人と。それが3時間すれば400人から500人できるかなという想定で、そうすると何日間というのをやったのですけれども、先日の練馬区でしたか、あそこで大体1時間30人ぐらいというデータが出ていました。そうすると、ちょっと見直しをしなくてはならないと。1時間30人ということになりますと、しかもラインが2つのラインですね。お医者さん1会場3人を想定しているのですが、1人は問診ということになると思いますので、2つのラインで行ったとすると、1時間で60人。それが、午後からで3時間で180人、やっても200人ぐらいかなと。200人ということになりますと、6,000人にするのに30日間かかるなど。ただ、それは毎日平日の午後やるということで、例えば土日もそこでやるということになれば、さらにその辺は数はこなせるのですが、やはり先生の負担が大きいだろうと。今、加美郡医師会の先生、内科系ですと8人でしたか、あと加美病院で7人か8人ぐらいということで、そうすると3人で1チームという形になると、毎週1回午後休まなきゃならないということになります。それが集中して短い期間であれば何とかできるのでしょうけれども、それがずっと長く続くとなると、お医者さんの負担が非常に大きいだろうということもありますので、その辺をどのようにしていったらいいかというのは、医師会と相談しながら検討しているという段階です。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） なかなかお医者さんが足りないといいますが、負担が重くなるという答弁でしたけれども、この辺臨時的にお医者さん、看護師さんを確保するという手法はないのか。ほかにも全部全国一斉なので、なかなか厳しいのだと思いますけれども、その辺は人材確保といえますか、マンパワーの確保に向けて、何らかの対策なり考えておられるのか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

今おっしゃられたとおり、これ日本全国どこでもということもありまして、やはり郡部のほうになればなるほどお医者さんは少ないと。今いろいろ報道等でも出ています過疎地でお医者さんが1人しかいない、2人しかいないというようなところもあります。先日、保健所で各市町村回ってということで、いろいろお話を聞く機会がありました。そこで、仙台市からお医者さんの応援とかできないですかねという話はちょっとしてみたのですが、さっき言ったように無理ですというようなお話でした。ですから、今いる人員の中でやっていくしかないのかなと。

お医者さんが無理だとしても、例えば看護師とか、看護師の役割も非常に大きいのですね。ワクチンを薄めたり、解凍したり、そういったこともあります。看護師も今いる方でなくて、例えば辞めて休んでいる方、そういった方でも何とか手伝ってもらったりできないのかなということで、県でそういったあっせんも何かするようではあるのですが、ただ人数的に200人とか300人程度のような形ではできないということですので、とりあえず今いる人員の中でやるしかないのかなというような状況で、今やっているところです。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 人口の一定割合以上の方が免疫を持つことで、免疫を持たない人も間接的に感染から守られる集団免疫の効果があるかどうかということも、今回のワクチンについては分かっていないと言われていています。また、分かるまでに時間がかかると言われています。このため、ワクチンが普及しても3密の回避、手洗い、マスク着用などが感染防止策、引き続き取っていかなくちゃいけないと言われていています。この辺のことも、ワクチンを打ったから全部大丈夫と一部の方が思われてもいけないので、この辺の周知も必要だと思いますけれども、この辺もどんな形で周知されるのか、考えておられることがありましたらお願いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

今、委員言われたとおり、集団免疫が出来上がるまで、私が何かで読んだのでは3年ぐらいはかかるのではないかとということもございました。このワクチン接種、当然全員がするわけではないと思います。あくまでもこれは希望する方がということですので、先ほど7割、8割という話もしましたが、これも全くどうなるか予測はできないところです。どうしても打たない方もいれば、打つ方もいるということで、その割合がどのようになっていくのか。これはワクチン接種をやっていく中で、少なくとも今年、その辺は大体分かってきますので、それを受けて、その後どういった形で周知等をしていくのがいいかというのは考えていきたいと思えます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 副反応について、次にちょっとお尋ねというか、啓発の部分でお願いしたいと思いますが、治療を必要としたり、障がいが残ったりするほどの重い副反応のケースは、極めてまれと言われております。また、接種により健康障がいが生じ、医療機関で治療が必要となったり、障がいが残ったりした場合、予防接種法に基づく救済として、医療費や障がい年

金などの給付を受けることになったということでありますけれども、安心して接種を受けてもらうためにはこの辺の周知も必要と思いますが、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

副反応等が起きた場合、こちらについては国が全て責任を持って対応するというようになっております。また、医療事故関係ですか、そういったものについては国でその専用の相談窓口も当然設けるということですので、そちらでいろいろ相談していく形になるのかなと思います。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） いろいろ初めてのことで大変なこともいっぱいあると思いますけれども、円滑な接種に向けて今後とも努力いただくことをお願いして、1問目を終わります。

次、2問目、胃がん検診に内視鏡検査をということで、バリウムを飲むのがつらい、検査台の上で様々な体勢を維持するのがつらいなどの理由で、胃がん検診を受診しない方が多いのではないかと思います。そのような方も胃がん検診が受けられるよう、内視鏡による検診の環境整備を進めるべきと考えますが、よろしくをお願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、胃がん検診の内視鏡検査の環境整備を進めるべきであるというご提案に対してお答えさせていただきます。

胃がんは、大腸がんに次いで2番目に多いがんでございます。早期の発見、治療を促すために、日本では50歳以上の方を対象に2年に一度胃がん検診を受けることが推奨されております。

検査方法につきましては、国では胃エックス線検査、いわゆるバリウム検査を推奨してきましたけれども、平成28年厚生労働省が示すがん予防重点教育及びがん検査実施のための指針が改正され、新たに内視鏡、いわゆる胃カメラも選択できるということになりました。直接胃の中を確認できる内視鏡検査の有効性が認められることによるものでありますけれども、実はどちらもメリット、デメリットと申しますか、よしあしがあるということはお承知かと思えます。当然直接胃の中に行く内視鏡の有効性というのはあるわけですが、バリウムに関しては、胃全体の把握やスキルス性がんの発見には向いていると。それから、内視鏡に比べますと、非常に費用が安いというのが利点なんだろうと思っております。一方で、なかなかまずくて飲みにくいと、げっぷが出るということを訴える方もいて、そういった面もあるんだろうと思っております。

一方、内視鏡検査でありますけれども、小さな病変が発見できるということ。それから良性、悪性の判断ができるということ。それから、食道がんの発見に向いているなどの利点があると。その反面、やはりなかなかのどを通るときの嘔吐反応とか、それから麻酔も打ちますので検査時間が長くなると。それから、胃や食道を傷つけるおそれも否定できないということ。そして、検査費用はかなりバリウムに比べますと高いということがデメリットと言えるものだろうと思っております。

現在、県内で胃の内視鏡検査を取り入れておりますのは、仙台市と大衡村の2団体でございます。いずれも50歳以上を対象に2年に1回ということで実施しております。

本町では、春の総合検診時に35歳以上を対象にバリウム検査による胃がん検診を行ってございまして、例年27%ほどの受診率となっております。胃の内視鏡検査が実施できる機関は、加美町では町内に3病院と加美病院の4か所になってございまして、こちらの医院ではバリウム検査で何らかの異常が見つかった方の精密検査ということで当たっていただいております。これ以上内視鏡検査の件数を増やすということは、現状ではなかなか難しいだろうと思っております。

また、先ほど申しました料金の問題などもございますので、現時点では1次検診の項目に内視鏡検査を加えるという状況にはないのではないかと、そのように思っているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 胃がん検診の受診率が今27%という答弁がありましたけれども、この辺の数字、受診率の推移といいますか、どのように推移してきているのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

大体例年27%程度ということで、一応手元にあるデータですと平成28年度が26.8%、平成29年度が28.3%、その後27.8%、2%7、令和2年度につきましては、こういったコロナの影響だと思うのですが、20.8%ということで少し下がっていると。この27%程度というのが、対象者に対する割合なのですけれども、当然町の検診で受けなくても、職場検診で受けたりとか、あるいは独自に人間ドッグで受けたりという方もいらっしゃいますので、実際受けている方はもっと多いということだと思います。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 受診率がかなり低いように感じますが、この辺は低い理由はどのような理由によるものかと考えておられるのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

先ほどお話ししたとおり、27%というのはあくまでも町の検診だけということですので、それ以外のものを加えますと、多分もっと上がると思います。この水準が低いかどうかということはあるでしょうけれども、一応国のほうでは50歳以上の方に隔年でというのが指針というか、推奨されているわけですが、加美町の場合は35歳以上の方に対して毎年という形でやっておりますので、そう考えますと大分受けているほうなのだろうと。35歳以上で毎年ということですので、国の隔年等に比べたら倍受けているだろうと考えていますので、一概に低いということでもないのかなと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） さっき、バリウム検査のほうが安い、そして内視鏡が高いということですが、通常普通料金で、補助とか全くなしで受けた場合、バリウム検査と内視鏡検査の金額については、どのような金額になるのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

町の検診の場合ですと、宮城県対がん協会に委託という形になっています。そちらにお支払いするのが1人5,100円ほど、バリウムですね。うち、自己負担として1,500円受ける方からいただいていると。ですから、大体五、六千円程度なのだろうと。ただ、これは町が委託しているやつなので、多分一般のお医者さんで受けるよりは安いのだろうとは思いますが。

胃カメラの場合で言いますと、大体1万円から1万5,000円程度なのだろうと。そういう意味で私はドックで受けているのですが、大体胃カメラにすることによって四、五千円ほど差額取られていますので、多分1万円から1万5,000円の間ぐらいなのだろうと思えます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 仙台市と大衡村で内視鏡検査をやっているということですが、これは選択性なのかどうか、またこの内視鏡検査に仙台市、大衡村では補助を出しているのかどうか、この辺伺います。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

仙台市は対象者が50歳以上という方、大衡村ですと50歳から69歳ということで、当然バリウム、胃カメラ、選べるということだと思います。仙台市の場合ですと、国保の方は無料ということになっています。国保以外、社会保険の方は3,500円の自己負担と。大衡村は自己負担が3,000円ということで、どちらもあくまでも2年に1回ですけれども、そういった形でできると。ですから、自己負担3,000円程度でやっているということでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 今、加美町には内視鏡検査できる場所は加美病院含めて4病院ということでしたけれども、この辺加美病院の経営改善のためにもというか、加美病院を活用して内視鏡検査をやるという、町からも相当加美病院の経営の支援のためにお金も出ているわけですので、その部分、内視鏡検査をやることによって、内視鏡検査を受ける方に補助金を出すことによって、そこで受けてもらうという形も一つの策なのかなと考えますけれども、この辺は町長でしょうか、保健福祉課長でしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私は毎年人間ドックを加美病院で行っておりまして、内視鏡で検査を受けております。できるだけ職員も議員の皆さん方もぜひ人間ドックを加美病院で、どうも結構仙台方面の病院をご利用していらっしゃる方も多いような気もしますが、ぜひ加美病院をご利用いただきたいと思っております。

また、加美町の検診において、そういったことを行うことによって、支援することになるのではないかと、つながるのではないかとのご意見でした。そういったことも今後いろいろと考慮、検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） よろしく検討をお願いしたいと思います。

今、バリウム検査で自己負担が1,500円できるといふ、これは大衡村が3,000円の自己負担ということで内視鏡検査ができている、やっているということでもありますので、この辺加美町においても内視鏡検査に対して3,000円ぐらいの補助金を出すことによって選べるという、バリウム検査がいいという方はバリウム、それから内視鏡を受けたいという方は内視鏡という選択性にやって、その受ける先はできれば加美病院をという形でやれる仕組みづくりというのができないものかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

内視鏡を第1次検診に取り入れられないと、先ほど町長答弁で料金が高いということもあったのですけれども、あとはどうしても体制として、先ほど来出ているとおり、町内で3つの医院、あと加美病院ということです。例年バリウム検査を受けて、精密検査が必要ですよと、再検査必要ですよとなると胃カメラになります。その胃カメラの部分を今町内の3つの医院ですとか加美病院でやっていただいていると。その数が結構多くて、町内の3つの医院ですと、大体その再検査のために1週間とか10日の時間をつくってもらって、それを見ていただいているという状況になっています。ですから、結構手いっぱい状況にあると。

あと、加美病院についても、かつて町の検診、胃がんにかかわらずですけれども、検診の一部をやってもらったりできないのかなということでお話ししたことがあったのですが、加美病院でも独自に職場検診だったり、ドックだったり、そういったものを受けていて、なかなかさらに加えてやる余力がないのですというのがその時の話でした。

ちなみに、2,000人ほどバリウム検査を毎年受けているわけですが、うち再検査が必要となるのが百二、三十人ぐらい出てきます。ですから、各医院で単純に均等に割っても30人とか、そのぐらいずつ必要になってきます。そういったこともありますので、なかなかそのお金だけの問題ではなくて、やはり体制として最初から胃カメラという形でいくのがなかなか難しいと。バリウム受けている方2,000人いるわけですので、そのうちの1割カメラになっただけでも200人ですので、なかなか難しいのかなというところが現状となっております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） ただいま、全く受けていない方が約70%ぐらいいるわけで、その中から胃がんの発症とかにつながっていくと、より大きな、町にとっても財政負担につながるのかなと思います。全く受けていない方も含めて、短期間で難しければ、年を通してばらけてやるとか、いろんな工夫をすれば、それでもできないのかなって、この辺何ていうか、加美病院なりほかの病院のいろんな通常の医療業務があるんだと思いますけれども、この辺よく検討というか、ご相談いただいて、できないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今、保健福祉課長が申し上げたように、キャパがありますものですから、やっぱり先生方、病院ときちんとこれは話し合いをしながら、どこまで可能なのか、十分な検討をしていかなくちゃいけないと思っております。今現在では、なかなかこれは難しいのだろうと思っておりますのでございます。

あと、さっき7割受けていないということでしたが、先ほど課長が言ったように、これはあくまでも町検診の方が27%ということですから、私なんかも町の検診なんかを受けずに人間ドックを受けているのですけれども、そういった方々が結構多いと思いますから、実際に受診している方はもっと多いのだろうと思っています。

なお、さらに多くの方に受診していただけるように、広報活動と啓発活動などもしていかなくちやならないだろうと思っています。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） では、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

では、3問目に移ります。見守り電球の活用について伺います。

独居高齢者の見守りシステムとして、通信機能内臓のLED電球を活用し、高齢者世帯の室内の点灯状況を把握し、その情報を基にスマートフォンの専用アプリを通して安否を確認するものがあります。コロナ禍の中、有用と思いますが、見解を伺います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、見守り電球の活用について答弁をさせていただきます。

町では、独り暮らし高齢者等の見守り対策として警備会社と連携し、緊急通報システムの運用を行っております。このシステムは対象者の動きを感知する人感センサーを室内に設置するほか、ペンダント型の通報装置を配付し、固定電話回線を利用して見守りを行うものであります。異変があった場合、警備会社が安否確認を行うということになっておりまして、現在70名の方がご利用されております。

ご質問のように、最近様々な業者から同様のサービスの提案があります。LED電球を活用した見守りサービスもその一つでございます。これはトイレなど、毎日利用する場所に設置したLED電球の点灯記録が別居家族などにスマートフォンを通じて通知されるというもので、長時間電気がつけっ放しになっている場合などの異常をアラート機能で通知するというものでございます。

町の緊急システムもLEDの電球見守りサービスのどちらも、基本的には非対面型の見守りシステムということでございます。LEDのほうは設置が非常に手軽であるということがメリットだと思いますが、緊急時に高齢者が自ら助けを呼ぶという機能はないわけです。

一方で、町の緊急通報システムですと、本人から緊急時の発信ができるというメリットがあるということでありまして。また、何かの場合にも警備会社の方が駆けつけるというシステムも含まれているということでございます。

現在、町としましては、現行のシステムを運用しつつ、見守りに役立つ電化製品の動向やサービスの最新情報の収集に努めながら、様々な選択肢を検討してまいりたいと思っているところでございます。

また、これらは非対面型の見守りシステムですけれども、やはり従来型の対面型のシステムといえますか、区長とか、それから民生委員たち、こういった方々が日頃お声をいただいております。なかなかコロナの関係で人と接触することが制限されてはおりますけれども、今回の地震でも行政区の方に聞きましたら、早速区長、民生委員が回ってきましたという話を聞きましたので、皆さん方がしっかり地域を守ってくださっているのだなということを改めて感じ、感謝したところでございます。

今後とも、そういった有効な独居老人の見守りシステム、対面、非対面を含めて、よりよいものを模索してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11 番（一條 寛君） まず初めに、町内に実質独り暮らしの方も含めて、独り暮らしの高齢者は何人ぐらいおられるかお伺ひします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

在宅で 65 歳以上の高齢者の独り世帯ということですが、ちょっとデータが古いのですが、900 人弱ということになるかと思います。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11 番（一條 寛君） 高齢者で孤独死された方はどのぐらいおられるか、掌握されておられますか。お分かりになりましたら。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

ちょっと孤独死の数については、今手持ちのデータ等はございません。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11 番（一條 寛君） 今、町では警備会社を通して、また人感センサーでの見守りをしているという、70 人ぐらいの方ということですが、この費用は町が全て負担しているということではよろしいのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

月 2,400 円ほど、警備会社に 1 人当たり払っていますけれども、これは町のほうが支出しているということでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11 番（一條 寛君） 今、最初の答弁でもこの見守り連携について、事業者からもチラシとか、案内とか来ているということでありましてけれども、大河原町で実証実験がされているみたいですが、その辺の、要するに案内等は来ているということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 商品のパンフレット等がございます。それによりますと、LED 電球の場合ですと、月 638 円ということであるようでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11 番（一條 寛君） 行政による福祉業務の一環での活用をという取り組みと、もう 1 点は、ご家族による見守りを行政が支援する形で高齢者の安全・安心を図るためにという 2 つのやり方があると、パンフレットにも載っていると思いますけれども、その家族による見守り、遠隔地に住む家族の方、特にコロナ等で来れないという状況でありますので、そのような方に電球が 9,000 円幾らだったと思いますけれども、あと月々が今 638 円という形で、家族の見守りに対して支援するという形で、支援等は考えられないのかどうかお願いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

現在の緊急通報システムについては、警備会社ということになりますけれども、当然異変があったときは、家族等にも連絡が行くようになっております。

先ほどの電球ですけれども、こちらどうしても別居家族の方、たしか何人が登録できたと思います。そちらのスマートフォンに長時間動きがないようですよという異常の連絡が行く。ただ、そうしますと、仮に倒れてしまった場合、それが分かるまで時間がかかるのですね。結局 1 時間とか 2 時間何の動きもなくて、初めて異常ですということを知らせる形になります。だから、即応性というか、すぐ対応という形にはならないので、なかなかその辺は厳しいのかなと。一方、緊急通報システムですと、電話回線を使って、ペンダント型のやつですけれども、自分で押して、警備会社に連絡が行くということですので、速やかな対応ができるということで、それぞれやっぱりいい面、悪い面、いろいろあるのかなと思います。以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11 番（一條 寛君） 家族への支援という形で1回目の9,000円幾らの部分の幾らかを支援することによって、家族に異変が即伝わるという、要するに電球がしばらくつかないという異変と、電球がつき放しだという感じでの異変と、両方が伝わるみたいですが、この辺でそれを感じた家族が電話するとか、確認するとか、またご近所の方に行ってもらおうとかという形で見守るという仕組みのようですが、この辺今後考えて補助する、なかなか自分で9,000円幾らだから、個人でもできないことはないという金額だとは思いますが、その導入の弾みにといますか、そういう形で支援することによって、見守りの仕組みをまた多くの方に利用してもらえそうな仕組みで、高齢者の安全・安心の確保が図れるのではないかと思いますので、もう一段検討をお願いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 町がどこまで支援するかということだと思います。基本は自助、共助ですので、遠隔地にお住まいの家族で、独り暮らしのお父さん、お母さんがいらっしゃるのであれば、当然基本的には、ご心配であれば、その方がこういったサービスを活用して見守ると。何かあったときにはご親戚に連絡して、すぐ駆けつけてもらおうと、そういったことが基本なのだろうと思います。ですから、全体の中で町がどこまで支援をすべきなのか、あるいはすべきでないのかというところを、きちんと全体を見据えた中で判断していかなければならないのだろうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11 番（一條 寛君） このような見守りの在り方もあるということも、町民への周知も含めてご検討いただきたいと思ひます。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、11番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。1時35分まで休憩といたします。

午後1時22分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

保健福祉課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたしたいと思ひます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

先ほどの一條議員の質問の中で、65歳以上の独居の数ということでございました。私、ちょっと古いデータでお話しさせていただいたのですけれども、直近のデータで言いますと、令和2年3月末で1,280人ということでございますので、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、17番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔17番 木村哲夫君 登壇〕

○17番（木村哲夫君） それでは、一般質問、通告1件、させていただきます。

施政方針について、5つの項目について伺います。

1つ目、若者移住定住促進事業について。

2つ目、行政組織の改編について。今後、部局制を検討する考えはないか伺います。

3つ目、協働のまちづくりをサポートする中間支援組織の設立に着手とありますが、どのような内容か伺います。

4つ目、ユニバーサルタウンの推進について、特に高齢者に対する施策について伺います。

最後5つ目、中新田保育所の民営化とありますけれども、どのような考え方で進めようとしているのか。また、教育方針の中に連続した学びということも含めて、町長、教育長に伺います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、施政方針について5項目ご質問がありましたので、お答えさせていただきますと思います。

第1の若者を対象とした移住定住促進事業についてでございます。

平成27年度に全国一斉にスタートしました第1期の地方創生事業につきまして、施政方針で述べましたが、本町におきましては人口減少を最優先課題と捉えまして、移住・定住の促進を第一の柱に掲げ、積極的に取り組んでまいりました。その結果、5年間で町の制度として241名が移住し、約160人の社会動態が改善しております。特に令和元年度は30代と10歳未満が社会増に転じまして、10代未満の社会減が大幅に改善されたわけでございます。

しかし、就職、結婚の年齢層であります20代については、まだ改善が図られておりません。この年代は少子化対策や地域の担い手など、将来的に持続可能なまちづくりを実現する上で、決して看過することができない年齢層であります。

そこで、新年度から30歳未満の町民、もしくは移住者を対象にした4つの支援制度を創設して、町内への誘導を促したいと考えております。

1点目は、奨学金返還支援制度であります。奨学金を返還しながら就労している方に対して、前年度に返還した奨学金の3分の2以内、上限20万円を最長5年間支給するものです。

2点目は、現行の学生向け家賃補助制度の対象を30歳未満の就労者まで拡大しまして、年間6万円を最長5年間支給。ただし、配偶者を有している場合には4万円を加算し、10万円を支給するものでございます。

3点目の結婚新生活支援制度は、結婚を機に加美町に移住する世帯の経済的支援をするものであります。賃貸物件で新生活をスタートするための引っ越し費用及び敷金・礼金等を対象とし、30万円を支給するものです。

4点目の初めて就職される方への支援として、自動車免許や自家用車の取得など就職に伴う経済負担の軽減と町外への流出抑制を図るため、ご実家から通われる方を対象に10万円の就職祝い金を支給するものです。

なお、これらの支援事業等を通じて、第2期の地方創生期間となる令和元年度から5年間で社会動態を100名改善したいと考えております。

2つ目の行政組織の改編について、今後部局制を検討する考えはないかというご質問に対する回答を申し上げます。

現在の組織は、平成31年4月からの体制であります。住民サービスの向上や改善を進める上で、組織の在り方、時代に即応した組織とはどうあるべきかということ等を常に意識し、取り組んでいるところでございます。今定例会におきましても、産業全体の活性化を図るための産業振興課の新設などの組織改編について上程しております。

今後、職員数が減少していく中で、地域の状況等も踏まえ、より効率的な行政運営を進めていく上での見直しでありますので、議員各位のご理解をお願いするものでございます。

そういった中で、部局制のご提案であります。部局制のメリットとしましては、これまで各政策を単独の課などにおいて担っていたものが、各部局内における横断的な連携により担われ、より実効性が高くなるなどということが挙げられます。しかし、現在35市町村におきまして部局制を採用している自治体は、県内の14の市でありまして、町村で採用している団体はございません。ある程度大きな行政規模と職員数でなければ、なかなか実際には機能しないという側面があるのではないかと考えられます。

今後、人口減少や施設の統廃合等を見据え、適正な職員数となるように定員管理も進めていく予定でありますし、その時代、時代に合わせた組織改編ということは今後も必要になってくるのだろうと認識しているところでございます。こうした点から、現時点で部局制の導入ということは、なかなか難しいのではないかと考えているところであります。

続きまして3つ目、協働のまちづくりをサポートする中間支援組織の設立についてのご質問にお答えいたします。

中間支援組織とは、まちづくりを行う様々な主体に対し、中立的な立場でその活動を支援していく組織であります。一般的には人材育成や情報提供、相談対応などに加えまして、地域活動や市民活動などのコーディネート役を担うということになります。令和2年度より取り組んでおります協働のまちづくり推進事業につきまして、年度内に協働のまちづくり推進に関する指針の策定を行い、令和3年度には指針に基づく具体的な行動計画の策定を行うこととしております。その中で、加美町の協働のまちづくりにおける中間支援の在り方や中間支援組織の役割、活動拠点となる市民活動支援センターの設置などについて、具体的に検討してまいります。

また、中間支援を担う人材についてであります。地域おこし協力隊を募集し、県内外の中間支援組織での実地的な研修を行いながら、専門的な知識やノウハウを身につけていただくことを考えております。

同時に、県内からも中間支援を担う人材の掘り起こし及び教育も併せて行ってまいりたいと考えております。

なお、中間支援人材及び組織育成につきましては、協働のまちづくり推進事業のアドバイザーであるいわて地域づくり支援センターから助言をいただきながら、令和4年度中の中間支援組織設立を目指してまいりたいと考えております。

4つ目のユニバーサルタウンの推進について、特に高齢者に対する施策はないのかというご質問にお答えさせていただきます。

ユニバーサルとは、普遍的という意味でございます。では、普遍性を持つユニバーサルタウンとはどのような町かといいますと、年齢や言語、国籍、障がいの有無などの垣根を超え、多様な人々が共生できる町と認識しております。

本町ではユニバーサルタウン、居心地のよい加美町とした地域再生計画において、年齢や言語、国籍、障がいの有無などの垣根を超えて、多様な人々が共生できるユニバーサルタウンの実現を目指すとうたっております。

その一環としまして、復興ありがとうホストタウンに登録し、昨年4月には共生社会ホストタウンに認定され、チリのパラリンピック選手の事前合宿を受け入れるとともに、ハード、ソフト両面にわたりバリアフリー化に取り組んでまいりました。例を挙げますと、B&G海洋センターややくらいコテージのバリアフリー化、インクルーシブカヌー体験会、インクルーシブスクールの開催など。また、中新田小学校の5年生65人が車椅子に乗りながら、公共施設や歩道のバリアを調査していただいたバリアフリーマップ作成事業など、ハード、ソフト両面にわたって行ってまいりました。

子どもたちからは大変貴重な意見、気づきを教えていただきましたので、子どもたちのそういった声、思いを無駄にしないように、できることから改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

さらに、新たにバリアフリー化しましたB&G海洋センターですが、これまで利用がなかった高齢者学級が、大変きれいでバリアフリーで助かるということで、定期的にご利用いただいているところでございます。また、カヌー体験に関しましては、お孫さんと一緒に参加される方など、高齢者の利用も増えているとも聞いているところでございます。

また、4月から建設工事が始まります中新田公民館、こちらについてはユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もが使いやすい公共施設を目指したものでありまして、これまで公民館へ足を運ぶことのなかった方々にもぜひご利用いただいて、社会参加への一歩となっただけならいいのではないかと考えております。

また、現在取り組んでおります地域運営組織、これもこの支援事業もユニバーサルタウンの実現につながるものと考えているところでございます。当然その中では、ご高齢者に対する様々な対応、課題解決なども取り組んでいただけるものと期待しているところでございますので、このような組織が増えることで、ユニバーサルタウンの実現ということに近づいていくのではないかと捉えておりますので、今後とも中間支援組織の設立の支援を行ってまいりたいと思っております。

ということで、ユニバーサルタウンにつきましては、高齢者に限らず、全ての人に優しいユニバーサルタウンを目指して取り組んでいるということでもありますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

次に5点目、中新田保育所の民営化についてのご質問にお答えしたいと思っております。

令和2年度より第1期計画を引継ぎ、町民のニーズを反映した第2期計画に取り組んで、現在いるところでございます。働く保護者の増加、生活環境や家庭環境、働き方の変化や多様化、

そしてこの課題を抱える児童、発達障害等ですね、こういったお子さん方も増えている。また、様々な課題を抱えた保護者の方々も数多く見受けられる。そういった様々な環境が見えてきております。

こういった中で、保育所のあるべき姿はどういう姿であるのかということ考えた場合に、これまでの通常の保育に加えて、やはり障がいのあるお子さんもしっかりと受け止めると。発達障害支援をしっかり行っていけると。そういった保育所が今後求められるのではないだろうかと思っておりますし、また子どもさん方が障がいのあるなしにかかわらず、日常的に交わるという、まさにインクルーシブ教育といいますか、そういったことも必要なのではないだろうかと思っております。

また、一時的にお子さんを預かるなどということも、ここで柔軟な運営ということもますます求められるのではないだろうかと思っております。

現在、こういった取り組みを行っている民間の事業者は徐々に増えてきておりますので、一方、なかなか町がこういったことを実現しようとする、保育士の不足もございまして、それからなかなか今言ったような児童発達支援を行うような人材の確保ということも困難でありますので、やはり民間の力をお借りするということが望ましいのではないかと考えております。

そういった優れたノウハウ、実績のある民間に委ねる方向で考えているということでございます。

また、連続した学びについてであります。教育委員会の学ぶ土台づくり事業によって、保育所、こども園、幼稚園と小学校が連携して、幼児と児童の交流を通し、小学校への円滑な接続を図るものであります。子ども一人一人に合わせた学びや成長をサポートしていくための事業であり、小学校との連携については現在も校種の別なく、アプローチスタートカリキュラムを作成し、実践しておりますので、中新田保育所が民営化に移行したとしても、継続して取り組んでいくこととなります。また、連続した学びについては、詳細については、教育長より説明いたしますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

以上、ご質問の5点についてお答えさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうからは連続した学びについてお答えいたします。

施政方針でもお話ししましたが、ダブる部分があると思いますが、ご容赦願いたいと思います。

連続した学びにつきましては、就学前の幼児教育と9年間の義務教育を含めた12年間において、目指す子どもの姿に向かって、子どもと関わる教職員がそれぞれの段階で役割を果たし、そのときに身につけるべきことを確実に身につけさせるために、校種を超えて協力し、保育活動、教育活動を行うこととなります。この連続した学びを推進するための一つとして、先ほど町長からも説明がありましたが、令和元年度からの2年間、県の指定を受け、学ぶ土台づくり事業に取り組んでまいりました。

今年度につきましては、町内全地区に連携を広げ、公立、私立の幼稚園やこども園、保育所、小学校において、子ども同士の交流、それから教職員同士の交流を進めてまいりました。

また、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を、保育所や各園等、小学校で共有し、入学前の学びと入学後の学びを連続させ、円滑な接続が図られるようにアプローチスタートカリキュラムを作成し、実践してまいりました。

これらの取り組みにより、保育所や各園で行っている保育をうまく生かしながら、小学校の学習につなげられるよう、しっかりと計画を立てていると聞いております。

また、4月に入学する子どもに合った学習の進め方などについて、進学先の小学校と保育所や各園の保育士、保健師などで話し合いを持つことができっておりますので、新年度に向けてこれまで以上に子どもや保護者が入学後に不安を持つことなく、学校生活を送れるものと期待しております。

中新田保育所の民営化について、先ほど町長より話がありましたが、教育委員会といたしましても、中新田保育所が民営化したとしても、他の私立園と同様に子ども同士や教職員同士の交流を進め、幼児教育から小学校教育への接続が滑らかになるように進めていくことができるものと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） ありがとうございます。

それでは、少し掘り下げて質問させていただきます。

まず、若者移住定住促進事業ということで、先ほど町長から説明いただきました。また、全協でも資料をいただいて説明いただきましたが、多少その辺疑問点等も含めて質問させていただきます。

まず、(仮称)加美町奨学金返還支援ということで、財源は2分の1が特別交付税ということのようであります。その中で、まず町内出身者で奨学金を利用している学生及び卒業生は何人ぐらいいるのか、まずこの点からお願いします。

○議長(工藤清悦君) ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長(相澤栄悦君) ひと・しごと推進課長です。

今回、この若者に対する支援制度をつくるに当たりまして、奨学金をどの程度利用されているかというところを調べさせていただきました。町の育英資金につきましては、令和2年度で利用されている方が15名、うち高校生が3名、大学生が12名ということでございます。

また、今現在返還されている方ですが、返還している方が111名で、うち町内在住の方が44名、町外在住の方が67名という数字でございましたので、こちらを参考にして制度を設計いたしました。以上でございます。

○議長(工藤清悦君) 木村哲夫君。

○17番(木村哲夫君) そうすると、こういった数字を基に人数を設定されているのだと思うのですが、対象奨学金は加美町育成資金と日本学生支援機構の1種、2種とあるのですが、いろいろ調べますと、そのほかにも公的なものといえますか、民間の無利子の奨学金とか、いろいろあるようですけれども、こういった奨学金の方がいた場合には対象にならないのかどうか、まずその辺をお願いします。

○議長(工藤清悦君) ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長(相澤栄悦君) 今考えているのが、今議員がおっしゃられましたように、独立行政法人の日本学生支援機構の第1種、第2種の奨学金を想定してございます。といいますのは、多くの方がこの奨学金を利用されている方が多いということでございますので、まずはこちらを対象にさせていただきたいと考えてございます。

○議長(工藤清悦君) 木村哲夫君。

○17番(木村哲夫君) できれば、今後調べていって、それ以外の奨学金等も今後検討していただくということはどうでしょうか。

○議長(工藤清悦君) ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長(相澤栄悦君) ひと・しごと推進課長です。

今年度、実際この奨学金の支援制度を実施するに当たりまして、いろんな利用者の対象者からご意見をいただいたりとか、どういった奨学金を利用されているのか、そういったところの調査をいたしまして、令和4年度以降に反映させたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17 番（木村哲夫君） それと、対象者ということで、表記されている条件以外に、これは町内企業、町内在住が原則だと読んだのですが、それでよろしいのか。それと、非正規雇用の場合はなぜ対象外になっているのか。正規以外でも働いて、町内で頑張っている方もいると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長でございます。

まず、対象者でございますが、加美町に在住されている方で、お勤め先は加美町から通勤可能な範囲でと考えてございます。

あと、現在考えているのが正規職員ということでございますが、その考え方といたしましては、やはり今回この制度を考えたときに、事業所様が人材確保である業種について非常に苦労されているということもございましたので、まずは正規の職員確保にプラスになればということで考えてございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17 番（木村哲夫君） 当然その企業からすればそうなのでしょうけれども、様々な条件があって、非正規にせざるを得ないということもあると思いますので、できれば今後検討をお願いしたいと思います。

次に、支給額の根拠なのですが、20 万円の5年と、最大 100 万円ということなのですが、いろいろ調べますと、大分前からやっているところもありまして、多いところでは、例えば薩摩川内市ですと 200 万円までとか、100 万円の根拠について。それと、加美町の支援のポイントについて、他自治体とここが違うというところがあれば、お願いいたします。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長です。

支援額につきましては、お1人1年当たり約 20 万円ということで考えてございます。このこの根拠となりますのが、奨学金を返済する月額を調べましようといいますが、どれぐらいなのかというところで調査したところ、大体2万円前後が多いのかなというところがございます。やっぱり借入れする金額によりまして返還額も様々でございましたので、おおむね2万円というところが多かったものですから、その12か月分で20万円というふうな、ちょっと計算が合いませんけれども、20万円ということで設定をさせていただきました。

加美町の制度の他の自治体との違いといいますか、ポイントというところなのですが、この制度を実施されているところを見ますと、あまり多くないなというところがありましたので、まずは加美町でこれを実施してはどうかというところがございます。これを考えたときの1つのポイントといたしましては、新規学卒で就職された方につきましては、やはり最初の四、五年についてはお給料が少し低めなのかなというところがございます。その中で、アパート生活とか、生活費もございますので、そういったところで何かしらの支援ができないかというところを考えまして、奨学金の支援をしたらどうかというような考えでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 支給期間なのですが、最長5年とあります。それで、計画にも令和3年から令和7年ということで、事業及び効果というのが記載されているのですが、これは5年で終わるのか、いつまで続けるのか、その辺の見通しをお願いします。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長でございます。

この制度自体は、第2期の戦略でございまして、とりあえず5年間と考えてございますが、この奨学金の支援自体も最長で5年間と考えてございます。30歳に達した時点で打ち切り、終了ということでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） そうすると、最初の方は5年でいいのですが、5年目に初めて該当した方は、そこで終わりということではなくて、さらに5年と思っただけですね、解釈としては、はい。

それと、KPIで毎年5名の就職定住とありますけれども、目標を上回った場合、うれしい話なのですが、そういった場合も該当になるのか、5人で切るのか、その辺をお願いします。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長でございます。

KPIの目標はあくまでも目標で5人ということで、奨学金に関しては5人ということなのですが、これを実施して、より多くの優秀な人材が加美町にいらっしやっただけなのであれば、打ち切るということではなくて、その枠は広げていきたいと考えてございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17 番（木村哲夫君） 次に移ります。次は、若者定住促進家賃補助ということで、財源が明確ではないのですが、ほぼ特別交付税が3割弱ぐらいかなと思いました。

それで、先ほどと同じなのですが、民間賃貸住宅の入居を対象としておりますけれども、現在の物件数と、空き部屋数からどのように算定されたのか。といいますのは、K P Iで令和3年で60戸、令和7年だと全体で140戸を想定しておりますが、そういった程度の空き家といえますか、賃貸物件があると判断しているのか。もしくは、古い空き家を改修するという考えがあるのか、その辺をお願いします。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長でございます。

この家賃補助につきましては、これを検討する際に、今加美町にある賃貸物件の空き状況とか、物件数というのを参考にはしてございませんで、これまで新規学卒者への支援というのを企業にしております、その中で新規で就職される方の数を参考に制度設計をさせていただいているところでございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17 番（木村哲夫君） 次に、はじめての就職定住支援事業ということで、これも特別交付税、先ほどと同じ3割弱かなと思っていました。

それで、その中に「はじめての就職（期間を定めない雇用）」というのがあります。これはどういうことなのかと、それとこの居住というのは住民登録で加美町に住んでいれば、当然その町内企業及び他町村への通勤だと解釈しました。それと、3年以内に転出した場合に返還とありますけれども、会社を退職したり、もしくは転職、それと会社内での転勤とかの場合の扱い、これは満額返金となるのか、それともそこに在住といえますか、加美町にいた時期はいただけるのか、この辺どのように判断するのですか。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長でございます。

まず、期間の定めのない雇用ということでございますが、こちらは就職してある程度の期間をお勤めいただくということでございます。想定しているのが、高校生を対象、イメージして制度設計をしております、高校卒業と同時に、就職を機に加美町から転出される方を何とか地元、自宅から通える範囲で就職していただきたいということを考えての制度でございます。例えば就職して三、四年たって、会社から転勤を命ぜられたという場合については、今のところ返金は求めないかなということを考えてございます。ただ、自己都合とか、そういったこと

で退職された場合については返金していただかなくてはいけないかなと考えてございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17 番（木村哲夫君） その返金は満額返金と解釈してよろしいですか。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長です。

まだ全額返金になるか、あとはその期間に応じて減額するか、その辺はまだ決めてございません。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17 番（木村哲夫君） 次に、（仮称）結婚新生活支援事業ということで、財源は特別交付税 2分の1、支給額は 30 万円のようなのですが、補助対象が家賃を除く住居費と引っ越し費用とあります。住居、これが新居で例えば若くして家を建てた、要するに借りるのではなくて、そういった場合の新築とか、親との同居の場合でも、費用が 30 万円未満でも満額 30 万円支給されるのか、かかった分のみの支給なのか、お願いします。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長です。

こちらは、新婚世帯の方が加美町に移住、どちらかが町外から移住して、賃貸のアパート等に移られた者を対象にしているということでございます。ですから、加美町に移住をして新築一戸建てを建てるといった場合につきましては、これまでの住ま居る補助金が対象になるのかなと考えてございますので、こちらの制度につきましては、あくまでも賃貸の物件ということでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17 番（木村哲夫君） その場合、どちらかが町外からということなのですが、両方とも町外から来た場合というのも対象に当然なると思ってよろしいですか。はい。

では、もうちょっと続けます。

それと、転入後に事情により転出した場合、支給額の返還はあるのか。また、その期間の設定はあるのかどうかお願いします。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長です。

ご夫婦お二人とも町外から転入されたという場合であっても対象になりまして、支給額は30万円ということで変わりはありません。

この補助金を受けてすぐにとか、何年間かして転出された場合の対応につきましては、まだその辺は決めてございません。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） それでは、ぜひそういったことも想定しながら検討していただきたいと思えます。

この項目の最後に、事業費及び効果ということで、5年間のKPIが表示されておりますけれども、5年間で100人というお話もありました。その目標に対して、どのような思いで目標を立てたのか。それと財源なのですが、資料によりますと事業費が6,050万円で、特別交付税が2,175万円と。その他として3,875万円ですけれども、この3,875万円の内訳は一般財源なのか、もしくは今まで積み立てている基金のようなものを使うのか、その辺の財源をお願いします。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長でございます。

財源につきましては特別交付税、あとは結婚新生活につきましては、国の子育て支援の補助金がございます。そちらを充当することにしております。充当率が4分の3の補助金でございます。あと、その他の財源につきましては、できるだけ一般財源は使用しないで、基金を活用させていただきたいなと思っております。新年度につきましては、ふるさと応援基金を活用させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 次に移ります。

行政組織の改編についてなのですが、先ほど町長からは、なかなか町単位では部局制は厳しいと。確かに市では多くやっておりますが、その中で、全員協議会で説明いただきました。先ほどの施政方針にもありますが、ひと・しごと推進課の業務量が物すごく多いなど、大変だなという思いがしました。今までほかで担っていたものが、かなりの部分でひと・しごと推進課に集まってきているような気もしました。さらに、ワーケーションとか、様々なことは農林課と商工課、観光課を統合した産業振興課とも連携しながらやらなければならないような感じがしております。そこで、市のほうでよくやっているような産業経済課的な、そういった

連携をしながら企画もし、実施もするというような流れを今後つくっていく必要があるのではないかと考えておりますが、町長お考えをお願いできればと。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 確かにひと・しごと推進課の役割というのは、なお一層大きくなっていると思いますし、町の地方創生の取り組みの中で、やはり移住・定住というものを最重要課題として捉え、対策を講じてまいっておりますし、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。また、それに関係したワーケーション、いわゆる関係人口を創出して、そこから移住・定住につなげていくという新しい取り組み、これもひと・しごと推進課で取り組んでもらいたいと考えております。当然必要な職員は手当てをすることにしております。

そうした中で、当然議員がおっしゃるとおり、新しくできます産業振興課との連携ということも大事になってまいります。ここは同じ建物でありますし、きちんと連携を取りながら進めていくこととなりますので、今現時点ではその上を統括するような部局というものの設置の必要性はないのではないかと考えております。

ただ、いろんな形が、組織ですね、あるんだと私は思います。ですから、これでなきゃないということはないと思っておりますし、今はこれがベストだと思っても、5年、10年たったら、また多分それを違う組織にしていかななくちゃならないと思っておりますから、その時代、時代のニーズを的確に把握しながら、組織というものも変わっていかなければならないのだろうと思っております。

ただ、今の時点では部局制の導入ということは考えていないということですので、ご理解いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 分かりました。部局制にとらわれず、職員の方々の能力をぜひ発揮できるような体制で、しかも大変な方、大変な部にだけ集中するということではなくて、皆さんの力を合わせながら、一つのことを達成していただきたいと思えます。

次に、中間支援組織の関係なのですが、先ほどご紹介いただいたように、いわて地域づくり支援センターというのを、ホームページを見て調べてみました。それで、かなりいろいろなことをやっている団体だなど、説明いただいたように人材育成だったり、市民活動のコーディネーターだったり、指針をつくったりと、こういったいわて地域づくり支援センターのような中間組織を目指しているのかどうか、その辺についてまず伺います。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君）　ひと・しごと推進課長でございます。

岩手県の間接支援組織は大分業務の範囲が広くて、県内にとどまらず、岩手県にとどまらず、宮城県とか、秋田県とか、いろんところで支援活動をされております。加美町が今考えている中間支援といいますのは、そこまで業務を広げるのではなくて、まず地域づくりのサポートだったりとか、あとは町民の方の市民活動をサポートするような、そういったところの中間支援組織をまずは目指そうかなと思っております。この中間支援組織の概要については、令和3年度に策定する実施計画というのがあるのですが、協働のまちづくりの計画なのですが、その中で詳細を決めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君）　木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君）　施政方針の中に、昨年アンケート調査を実施したとあります。また、町民、職員の合同ワークショップを開催とあるのですが、これは宮城大学とかいわて地域づくり支援センターと連携しながらかと読んだのですが、この内容について説明いただけますか。

○議長（工藤清悦君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君）　ひと・しごと推進課長です。

町民と町職員のワークショップにつきましては、岩手県の間接支援組織から支援をいただきまして、ファシリテーターですね。司会進行役としてご協力をいただいたものでございます。そのワークショップの中で話し合われた内容については、皆さんが考えている協働の場面というのをお互いに出し合って、どういったものが協働と言えるのかというのを住民の方、町民の方の立場と、あと職員の立場からお互いにどういう思いを持っているかというのを意見として出し合ったということでございます。（「アンケートについては」の声あり）

失礼しました。アンケートにつきましても、皆さんが感じている市民活動だったりとか、あとは地域活動についての考え、例えばもう少し活発にしたほうがいいかどうかとか、あと地域活動に参加する上での障害になっているものは何かとか、そういったところのアンケートを調査しております。

その中で非常に特徴的なのが、やはり住民の方はもう少し行政のほうで頑張ってもらいたいというような意見が多くて、職員側のアンケートを取りますと、町民の方にもう少し自主的にやっていただきたいというような意見が多かったということでございます。

○議長（工藤清悦君）　木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君）　それで、先ほどの市民活動の中間支援の組織の在り方なんですけれども、施政方針の中に、この春に旭地区の地域運営組織が設立される見通しということで、当初

の目標よりは少し遅くはなったものの、何とか立ち上がるということだと思っておりますが、これも大変なことだったと思いますし、ここまでよくこぎ着けたなというか、感謝したいと思っております。

これは、あくまでも旭地区の自主的な組織ということで捉えておりますけれども、市民活動の支援組織はどちらかというと行政が中心となつてつくる組織なのか、どういう位置づけなのか、分かる範囲で結構ですが、お願いします。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長でございます。

今考えている中間支援組織につきましては、ある程度町側が主導的になるのだとは思っておりますが、決して町が主導してつくったからといって、町側の組織ではないということでございます。あくまでも中立的な立場で活動していただくということを考えてございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） その中に、議会への相談とか、報告についてはどのように、この事業について考えられておりますか。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長でございます。

まず、こちらの協働推進に係る事業につきましては、今年度協働のまちづくりの指針を策定してございます。おかげさまで何とか形になってきて、完成間近でございます。それで、今年度中に指針案を策定いたしまして、3月にできれば全協の場で説明をさせていただきたいと考えてございます。また、来年度、令和3年度でその指針に基づく実施計画を策定しますので、その計画などにつきましても、全員協議会のお借りしまして、説明させていただきたいと考えてございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） それでは、楽しみにしております。

次に、4つ目のユニバーサルタウンの推進についてということで、先ほどもご紹介ありましたように「ユニバーサルタウン・居心地のよい加美町」ということで、令和2年3月30日に内閣府の地方創生推進事務局の資料によりますと、認定されているようです。その地域再生計画を読みますと、先ほど町長から説明していただいたようなことも書いてございますが、その中で、まず特別の措置を適用して行う事業ということで、予算が3,000万円かと思うのですが、

その期日がこの予定表によりますと、事業の実施期間が 2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までということで記載されております。この辺、どのような進み具合なのか、コロナの関係もあってちょっとずれているのか。

それと同じように、その他の事業というか、支援措置によらない独自の取り組みということで、外国人向け周遊ルート設定事業というものもありまして、これの実施期間が 2021 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までと。あと数か月といたしますか、1 か月ちょっとすると実施されるというような予定なのですけれども、この辺の進み具合。それと、前回の一般質問のときに、観光ビジョンについて町長にお尋ねしました。なかなか観光ビジョンがまだまだ定まっていないというようなお話もいただきました。この資料を見ますと、ちょっと読みます。具体的には高齢者や障がい者、外国人も含めた観光実態調査と観光庁の補助事業の活用に向けた観光ビジョンを策定し、段階的に四季折々のモデルコース云々とずっと続くのですが、この辺の観光ビジョンの策定の関係はいかがになっていますか。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（塩田雅史君） 商工観光課長でございます。

観光ビジョンに関しまして、今年度本当は検討する予定でございましたが、コロナの影響で今のところ、まだ検討に入っている状況ではございません。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17 番（木村哲夫君） ありがとうございます。

それでは、最後、中新田保育所の民営化について伺います。

まず、いろいろ調べますと、メリット、デメリットというのがやはり各自治体でも保育所の民営化をしていく上でいろいろ検討されているという資料が出てまいります。その辺、メリット、デメリットについて、何か検討しているのであれば、まずお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

関係職員で既に民間に移行した市町のメリット、デメリットを調べております。ただ、よそは施設の老朽化を機会にということで民営化を進めているということでございますので、加美町の場合は加美町のメリット、デメリットをきちんと把握して進めていかなければならないということで、今準備しているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17 番（木村哲夫君）　そうですね。確かに調べますと、今室長が言われたように、保育施設自体が老朽化しているのです、建て替える場合、例えば民間にすると国からの補助があったりとか、そういった制度のこともありますし、あと心配しているのは、子どもたちの引継ぎだったり、あとは現在いる公務員の保育士の扱い、そういったこともどのようになっていくのか。それと、やはり十分な検討を行ってやっていく必要があるのではないかと思います、スケジュール的に5年以内という文字も見かけるのですが、スケジュール的にはどのように考えられているのでしょうか。

○議長（工藤清悦君）　子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君）　子育て支援室長でございます。

これから、先ほど申し上げました加美町のメリット、デメリットを調整するという事で、町の関係職員から生の声を聞いてまとめていこうかなと考えておりますし、また子ども・子育て会議で様々な子育てに関する委員が出席しておりましたが、やはりいろいろな疑問、それからご意見がありましたので、その辺りをなるべく早めに会議を開いてほしいということでしたので、その辺りの意見を聞きながら、公立の中新田保育所だけではなくて、こども園等も含めた全体的な公立の施設、保育教育施設の意向とか、再編計画というものをきちんと立てて、スケジュール管理しなければならないと考えております。今のところ、何年何月とは言えないのですけれども、できれば皆さんからきちんと意見を聞いて、そしてなるべく早めにより方向に進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君）　木村哲夫君。

○17 番（木村哲夫君）　先ほど、町長の答弁の中に、保育所のあるべき姿とか、障がいのある子どもだったり、日常的な問題とか、そういったことに対して民間事業者も増加していて、実績やノウハウのあるところもあると。それと、町の保育士不足等々も考えてというお話がありました。民営化の委託先はどういったところを考えているのか、町長、お願いいたします。

○議長（工藤清悦君）　町長。

○町長（猪股洋文君）　先ほど申し上げましたような、保育ができるという、そういったノウハウ、実績を持っているところということになります。当然これは公募ですね。プロポーザルで判断するということになるのだろうと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君）　木村哲夫君。

○17 番（木村哲夫君）　町内には民間、私立幼稚園等を経営しているところがありますが、町内ではなく、もっと全国的な展開をされているところというイメージなのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 特に町内外とこだわっているわけではありません。やはりこれからの時代が求めている保育というものを、単なる預かりではなく、きちとした三つ子の魂ということですから、その期間の保育の在り方、教育の在り方、これは非常に重要だと思っておりますから、そういったものをきちっと提供できる事業者ということになるだろうと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 若干時間がありますのでもう少し。これは、岐阜県の御嵩町というところの仕様なのですが、利用者の方、要するに保護者と行政、町でメリット、デメリットを整理したものなのですが、デメリットの心配という中に、少子化による撤退のリスク、安定的かつ継続的な保育の保障があると言えないというのがあります。例えばプロポーザルで入ってきた民間事業者、ノウハウを持ってやってきたと。ところが、加美町、新しい子どもたちは100名を、たしか1年間で切ったと伺っておりますが、どんどん少子化が進んでいったときに、その民間事業者の採算が合わなくなって撤退というようなことも考えられないわけではないです。そういったことに関して、今の時点でどのようにお考えなのかお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 様々な心配は当然あると思います。しかしながら、じゃあ今のままでいいのかというと、これはこれで、単に子どもが減っていくのを流れに任せてしまうということだと思っています。非常に魅力のある保育を展開している保育所ならば、近隣から来るということもあるだろうと思っています。最近では、そういった環境で子どもを育てたいということで、移住する方もいるとも聞いております。ですから、この町内という枠の中でだけ考えるのではなくて、そういった大きな世の中の流れも考えながら取り組んでいく必要があるのだろうと思っています。

いずれにいたしましても、今の枠組みの中だけで考えていたのでは、いずれ少子化になって、どんどん統廃合を繰り返しながらやっていかざるを得ないということなのだろうと思っていますから、十分民間委託も当然これはメリット、デメリットも検討しながら、そして広くそういった優れた保育教育を行っている民間の調査もしながら、研究しながら進めていくということが大事なだろうと認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 木村哲夫君。

○17 番（木村哲夫君） 最後に、その民間業者を選定する場合に、やはり長い期間といいますか、いわば孫子の代まで責任を持ってやっていただける事業所、この加美町に根を下ろしてといますか、しっかり地に足をつけた事業所をぜひ選定していただきたいということをお話しして終わりたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、17番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。暫時休憩いたします。2時50分まで休憩といたします。

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告3番、5番三浦 進君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔5番 三浦 進君 登壇〕

○5番（三浦 進君） 通告に従い一般質問を行います。

3問ありますが、1問目、孫沢地区公衆用道路について。孫沢地区の公衆用道路における舗装埋立て、擁壁の設置が旧農地法第74条の2に違反しておりますが、次の項目について、法律上の判断ではなく、現地の実情から判断してどのように考えるかお伺いいたします。

①往来を妨害しているのではないか。

②公衆用道路が侵奪されているのではないか。

③公衆用道路の境界が事実上、認識できなくなっているのではないか。

④町は原状回復や占用料相当額の損害を請求する権利行使のため、埋立て理由、経過期間、面積、埋設物等の調査が必要ではないか。

⑤不法行為は厳正に処分する考えはあるかどうか。

以上、お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、三浦 進議員のご質問、孫沢地区公衆用道路につきまして、5点お答えをさせていただきます。

これまでも説明させていただきましたが、当該公衆用道路については、旧農地法第74条の2による譲与の条件に違反している状態であると認識しております。当初、譲与条件に違反して

いることから、原則として国へ土地を返還するよう指摘を受けましたが、協議を進める中で、当該公衆用道路については、引き続き町が公衆用道路として管理していくということであれば、周辺住民の意向も踏まえ、管理者である町の責任において、道路としての通行を可能とするための措置を講ずるよう示されております。

ここでいいます通行可能とするための方策であります、2つございます。これは、原状回復、あるいは代替道路の整備でございます。どちらを選択するかという中で考えなければならぬことは、どちらが現実的で合理的であるかということ。さらに、利害関係者の利益を損なわない中で、全体の利益ということも考えていかなければならないということだと考えているところでございます。

その上で、まず一つとしては、原状回復の必要性であります。当該公衆用道路について、仮に利用する人が多く、費用もかからない、防災の面からも問題ないのであれば、原状回復という選択肢も考えられますが、周辺土地所有者の利用がほとんどなく、原状回復費用も高額になり、防災の面からも下流域の土地に被害が懸念されることが想定されております。また、本件に係る周辺地権者の土地へは当該公衆用道路を利用しなくても、別の公衆用道路を利用すれば行くことができます。

こういった防災面、さらに費用面なども含めて、本当に原状回復でなければならないのかということを考えたとき、必ずしもそうではない。むしろ代替道路の整備のほうが理にかなっていると町では考えております。

2点目として、防災上の観点です。約7メートルの擁壁が設置されておりますが、現状、結果としてこの擁壁は土砂流出を防ぐ機能を有しております。これを撤去し原状回復した場合、北側から南側へ7メートルの高低差が生じることとなり、その勾配により多くの雨水、土砂が下流の土地へ流出することが想定されます。

また、路面だけではなく、道路法面の雨水についても道路へ流れ落ち、道路を流れ、下流の土地へ流出していくこととなります。また、道路自体も雨のたびに洗掘され、維持管理に多くの労力を要するものと考えられます。

こうした点も含め、解決に向けこれまで何度も工場用地所有者、周辺地権者の方々と話し合いを進めてきておりますが、全員のご理解がいただける段階までには至っておりません。農地法の譲与の条件に違反している状態を是正することが本件の解決につながるものと考えており、宮城県とも協議をしながら、解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

様々な法律等についてのご質問がありました。これまでも往来妨害、不動産侵奪、境界損壊に該当する行為が行われているのではないかと指摘がありましたが、何度も申し上げておりますとおり、町がこういった法の判断をすることは大変難しいと考えております。法律上の判断ではなくとのことですが、町としてはまずはすべきこと、これは農地法の譲与の条件に違反している、その状態を是正することにあると考えております。

4点目のご質問、町は原状回復や占用料相当額の損害を請求する権利を行使するため、埋立て理由、経過期間、面積、埋設物の調査が必要ではないかというご質問でありましたが、現時点で町としてはそうした調査等は考えておりません。この問題の解決方法として、原状回復あるいは代替道路の整備という大きく2つの方法が考えられます。まずは、解決の方向性について関係者で確認することが必要であると考えております。その上で、必要であるならば調査を行い、確認しながら進めていくことが大事であろうと考えているところでございます。こうしたことを含めまして、早期に道路としての通行を可能とするため、国・県、工場用地所有者、周辺地権者と協議を進めてまいりたいと考えております。

5点目の不法行為を厳正に処分する考えはあるかというご質問でありましたが、先ほど申し上げましたが、町としてまずすべきことは、農地法の譲与の条件に違反している、その状態を是正することにあると認識しております。

以上、ご質問の5点について答弁させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 大変残念に思います。法律の解釈をしてくださいと言っているのではありません。1問目から5問目まで、どのように考えますかと伺っているのです。現実に公衆用道路が土に埋まっている。道路か工場用地か分からない。その状態は往来を妨害していることになると思いますが、もう一度その点についてお願いします。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

法律判断ではなく、原状から判断してということで、往来妨害をしているのではないかと伺っておりますが、孫沢地区の公衆用道路については、昭和57年頃に工場が入ってきてから、問題となる時点まで特にご意見等もいただいてこなかったという中で、農地法の譲与の条件に違反しているということが分かったというようなことでございます。そうした中で、公衆用道路というところで、現実としてはあくまでその状態を解決するのは譲与の条件に違反し

ているということを是正するというようなことが、まずそのことによって、今の状態を解決できるのではないかと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 今も全然答えになっておらないと。これ以上聞きません。

昭和 57 年から工場用地と一体的に譲与されたというのは、これは全くでたらめであります。昭和 63 年 9 月に、名前も言いますけれども、前田コンクリートという会社があそこに工場を造るために建物を建ててあるんです。その建物の周辺に本件で問題になっている 152 番から 154 番までの公衆用道路がびしっと書いてあるんです。そのことについてどう思いますか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

工場が立地されてから、その当時からこの公衆用道路全てが使われていたかどうかは不明でございますが、現状等を鑑みる形で、その当時から旧宮崎町がどういう形で公衆用道路と工場との関係を認識していたかについては詳しく分かりませんので、現状を見る限り、一体的に使用されてきた経過があるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 次に行きますが、公衆用道路が侵奪されているのではないかと。これは他人の不動産を自分のものにして、もう使わせないというか、そういうことなんですけれども、現所有者は公共物占用許可を与えた業者に貸しておったんです。すなわち、自分の物として使っておった。そういう状況がある中で、町は全くそのことに触れようとしない。もう一度、公衆用道路が侵奪されているのではないかとということについて、もう一度お答え願います。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

侵奪されているのではないかとということですが、先ほども申し上げましたが、昭和 50 年代後半からだと思いますが、工場がここに入ってきたというところの中で、増設等もあったのだと思いますけれども、そういった形でずっと使われて、一体とした形で使われてきているというような状況がございます。それがご指摘をいただいて、農地法の譲与の条件に違反しているということが分かりましたので、そういったことで指摘を受けましたので、今その是正に向け、対応したいと考えているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 侵奪されているのではないかと聞かれているのに、対応したいと。全く答えがよく分かりません。

3番目の公衆用道路の境界が事実上、認識できなくなっている。これは、境界損壊罪といって非常に重い罪なんです。境界損壊というのは、第262条の2にあるのですけれども、第262条が器物損壊なんです。損壊というのは、境界の場合は認識できなくても損壊なんです。できなくなっているか、できるか、ちょっとお答えいただけないでしょうかね。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

境界が認識できなくなっているのではないかとということでございますが、町が農林水産省から譲与を受けたのが昭和57年3月でございますが、その時点で境界がどういう形でされていたかということがはっきり分からないという状況でございますので、現状としても境界については盛土等もされておりますので、事実上は分からないというようなところであると思っております。境界については、測量等をして確認する必要があると思っております。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 認識できないと解釈してよろしいかと思います。

次に、占用料相当額の損害を請求する権利と私申し上げましたが、本来ですと管理者は道路の占用につき、その占用料等を条例あるいは法律に基づいて領収できるわけなんです。しかしながら、これは許可をもらっていないので、占用料相当額の損害あるいは賠償請求、または不当利得返還請求権を加美町は取得しているわけなんです。それについて、何もしないということではよろしいですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

実際としては占用されている状態にあるのではないかとということで、その請求の権利行使をすべきではないかとということでございます。公衆用道路については、先ほどからも申し上げておりますが、旧宮崎町の時代から工場と一体としたような形で使われてきたと考えられます。そうした中で、旧宮崎町がどういった形で使用させてきたかということも、実際の書類もございませんので、そういった中での町としての請求というところまでの行使は、今のところ考えていないということでございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 全く考えていないということで、非常に加美町の損害が大きくなる。非常に残念であります。

そこで、一番最後に不法行為に厳正に処分する考えはあるかとお聞きしましたが、これはどうですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

現状を解決したいということは、我が町としても一番に思っていることでございます。譲与の条件に違反しているということで、この状態をまず是正すること、すなわち先ほど町長からもありましたが、原状回復もしくは代替道路の整備ということで、まず解決の方向を優先的に考えていきたいということで、法的な部分については、町としての判断は難しいということで、あくまで解決に向けて進めていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 私の質問に真っ直ぐ答えていただければいいのですが、枝葉が多くてよく分かりません。町長、今1番から5番まで総務課長が答えましたが、そのとおりでよろしいですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 総務課長が言いますように、今、旧農地法の第74条の2の譲与条件に違反していますから、その状態を是正するというのが一番大事なことだと思っております。そのために、先ほど申しましたように、原状回復と代替道路の整備とどちらが現実的で合理的かということですね。それから、それぞれの関係者の利益も当然守りながら、全体の利益ということも、これは当然考えていかななくてはいけない。そういった視点に立った場合に、私はやはり代替道路の整備というものがよろしいのだろうと考えております。これは、1人を除いて皆さんに了解をもらっておりますので、私はなぜその代替道路の整備がいけないのか、逆に疑問に思っております。ぜひここはご理解いただいて、代替道路を整備することによって、近隣の土地所有者の利便性も高まります。ですから、私は関係者の個々の利益、全体の利益を考えた場合、そして現実性、合理性を考えた場合、代替道路の整備を行って、現在の農地法第74条の2の違反条件をクリアする、解決するということが一番大事なことなのだろうと思っております。

法的なことは、様々ご質問ありましたけれども、当然、公訴時効の制度がありますので、往来妨害などは3年とか、不動産侵奪は5年とか、それぞれ公訴期間が、時効がありますので、

そういったことも踏まえながら、町が現実的にこの問題を解決するために何をすべきか。そして、関係者の方々にも現実的に早期にこの状態を解決するためには、どちらの方法がいいのか。そこをしっかりと考えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 町長の言われていることも、ちょっとよく私は理解できません。公訴時効のことを言われましたけれども、公訴時効はある法律事務所によると、現在停止している、すなわち、今、侵奪中はずっと公訴時効が停止しているという説もあります。原状回復については民事ですので、時効はありません。時効というか、そこから今の状態からやるということは当然です。

次に、一番最初に町長が言われました代替道路のことについてですけれども、代替道路にしますか、原状回復にしますかと町で近隣地権者に聞いています。しかし、代替道路にする場合はこのような経路でこのようになりますというその実態を言っていない。これは、何か知らないが、値段は分からないけど買えと、買うかというのと同じであって、その件についてどう答えられますか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

これまで代替道路をどういうふうにするのだということについては、お示ししてありませんでしたが、今どういう形で代替道路をするかというような形で、図面を検討しておりますので、それが出来上がりましたら、関係者の皆様とご協議をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 代替道路の優位性を町長がどんどん述べられましたけれども、新しい防災だ、防災費用だ、何だ、防災道路だ、いろいろ出てきました。そうではなくて、譲与通知書の3項目に代替道路の考え方があるのです。確かに、譲与いただいたときに、譲与通知書に書いてあるんです。これはこのような、いわば犯罪的なことが行われていたから、代替道路でいいなんてことはあり得ません。それはどうですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

譲与通知の中に書いてありますところについては、譲与された道路等について、その所有権を移転し、または使用収益を目的とする権利を第三者に設定しないということで、このことに

違反した場合については、直ちに返還することとされております。ただし、譲与を受けた道路等に代わるべき道路等を設置することに伴い、譲与を受けた道路等の用途を廃止することについて、あらかじめ承認が取れば、この限りではないという項目がございますので、その点について県農政局等と協議をしながらお話ししている中で、町の責任において道路として通行可能とするための措置をすることについて、周辺住民の意向があれば、そういったことも可能ではあるというお話をいただいておりますので、代替道路でどうかということで協議をしているということでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 今、総務課長がおっしゃったことを、私は全部、国・県、それから関係者の情報開示をしたんですけれども、全部消されて全く分からない。なぜ分からないか。なぜ消したのか。そのような話があったら、ちゃんと私も了解していたはずですよ。どうして消したんですか。もう一度お答えください。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

情報開示の部分については、それぞれ今、協議を重ねながら進行している状態でございます。そうした部分においては、当然、国・県等関係する部分については、国・県とも開示等に当たっては確認をして進めるという中で、それぞれ現状においては、まだ開示までは至らないということでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） ちょっと前に戻りますけれども、公共物占用許可をする場合には、もちろん申請書に申請者は公衆用道路と書き、許可者は公衆用道路と書き、お互いに公衆用道路と知っていたはずなんです。それを勝手な解釈で、いわゆる事実に基づかない解釈で許可をしたと。さらには、公衆用道路であるのに、警察の許可ももらわなかった。これは不法行為です。警察の許可ももらわないで、公共物占用許可を出した。これはどうですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

公衆用道路の許可ということでございますが、許可については譲与の条件に違反しているということが分かった時点で取消しをさせていただいたところです。この点については、許可をしたことについても誤りであったということで説明させていただいているところでございます。

ただ、警察の許可も得ないでということですが、市町村道等であれば、警察の許可ということもあるかと思いますが、通常の公共物というところについては、及ばないと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 刑法は、知らないからといって罰せないということはないのですね。だから、こういうのはしっかり行政として、むしろ申請者があった場合に、これを行政がしっかり点検をして、これはできませんよと指導するのが町なんです。それが一緒になって、3日ぐらいでさっさと許可をした。これが事実だと思いますよ。というのは、道路の道幅を測るのに、面積を測るのに、3日間の中の土日に事務所に行って、頼んで、作ってきたのを月曜日に出してきたという事実からして、到底2か月前から相談があったとは考えられない。しかも、あそこに出した土地要約書は平成28年4月5日の要約書ですよ。だから、それは前に使ったものを出した。こういうことなの。だから、言っていることとやっていることが全然違うと思いますが、これどう思いますか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

許可の経過という形で以前にも質問いただきましたが、私も聞いている限りのところで答弁をさせていただいておりますが、8月の申請を受理した日から許可の日までは日にちが何日もなかったということがあるようでございますが、その以前、数か月前から申請に係る協議をいろいろしてきたということで、当然準備をしていく中で、必要な書類等について整備を進めてきたと聞いております。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 次にいきますけれども、代替道路か原状回復を優先し、実態調査はしないと町は言っています。実態調査をしなければ、何の処分のしようもない。何もなし。だから、加美町は何したっていいんだよということにならないですかね。そういうことで、この調査をいつまでにどのように対処するか、あるいはしないのか、するのか、明確にしてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

町長説明しましたように、現時点ではそうした調査は考えていないということでございます。

一つは、現状になった経過については、先ほどお話ししましたように、昭和 50 年代後半からの経過がずっとあるようでございますが、そうした経過について分かっている方もなかなかいないという状況でございます。私も旧宮崎町の職員の方にも何人かお声がけをしましたが、その経過について分かっている方はいなかったという状況でございます。そういった状況等も踏まえ、年月も経過しているというようなところがございますので、そういったことも含め、まずは譲与の条件に違反している部分を解決していくということで考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5 番（三浦 進君） 公衆用道路について、調査もしない。処分もしない。それから、代替道路しか駄目だよというのが最終的な結論かなと思いました。町長、それでよろしいですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申し上げましたように、旧農地法第74条の2の違反状態を解決するというのが一番大事なことだと思っています。そのためには、さっきも申し上げましたように、現実的かつ合理的な方法は何か。そして、全体の利益と関係者の利益ということも当然勘案するという中であって、きちんと代替道路の図面をお示しして、そして関係者に、地権者にご理解いただいた上で、代替道路として進めるのが、私は一番これが現実的、そして合理的な方法だろうと思っていますし、そのことについては県・国でも了解していただいておりますので、そういった方向で進めていくのがよろしいのではないかと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5 番（三浦 進君） 公衆用道路に擁壁が積まれてあるんですね。本来はあの擁壁というのは、公衆用道路から若干後退したところにあったようですけども、どんどんどんどん押されて、公衆用道路の中に入ってきたという実情のようです。しかも、どうもあそこに使った材料というのが、廃材を使っているのではないかという考えの人もいるようです。さらには、工場用地を造るために、あその土砂を埋めるのに、おそらく何千台も車で運ばなきゃ、あれほどのものはできないだろうと。工場用地を造るために、あの用地にそれほど運ぶ必要があるのかと。工場用地造るんだったら、どんどんブルドーザーで引いていけば、そんなにコストもかからない。そういうことで、あの中身についても調べる必要があると私は思いますが、町長、どう思いますか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

現状になるまでの中で擁壁が造られ、そして盛土がされていたんだろうとなって、今の状態にあるんだと思っておりますが、今お話があったようなことについては、私どもで把握しておりませんので、そういったことがあるのかどうかも含めて、ちょっと現時点では分からないということでございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 総務課長が言ったことが、町長が言ったことと解します。もし何かあれば、後からでも答えてください。

時間がないので、次に移ります。

放射能汚染牧草の処理についてであります。町は、汚染牧草の焼却処理について、大崎広域事務組合での実施に反対していない、いわゆる賛成しているのに、加美町としてその考えはないとしています。田代放牧場跡地への一時保管も間もなく3月11日で10年になる。地域の人たちは永久保管に変わったと怒る人が多いのです。焼却処理へ方針を転換してはどうかということですが、いかがですか。

2つ目は、すき込みは汚染牧草のばらまきであり、世界農業遺産や薬菜山一帯の観光に影響を及ぼすと思いますが、どのように考えますか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 第1点目の焼却処理へ方針転換してはどうかというご質問あるいはご提案でございました。町としましては、すき込みにおいて、400ベクレル以下の汚染牧草を処理することとしております。現在、大崎市及び涌谷町、美里町の両町で焼却処理が計画されて、それに基づいて実施される、されている、あるいはこれから実施しようとしているわけであり、終了までに7年程度期間を要するというところであります。

皆さん、議会からこういう声があるということは、大崎広域の常勤の副管理者にもお伝えをさせていただいております。常勤の副管理者のお答えは、現在の枠組みでやらせていただきましたということでございました。いわゆる加美町は約2,900トンありますから、400ベクレル以上、これを焼却ということにしますと、事業全体が停止してしまうと、当然これは考えられることでございますので、常勤の管理者からのそういったお話がありました。

加美町におきましては、先ほど申しましたように400ベクレル以下の利用自粛牧草につきましては、順次草地へのすき込み処理により減量化を進めてまいりたいと思っております。400ベクレルを超えるものについては、処分が決定するまでは安定的に一時保管をさせていただき

たいと考えております。当然のことながら、これまで同様に一時保管している牧草につきましては、定期的な点検と保全作業を実施してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

大分散乱しているとか、様々なお考えの方、考えていらっしゃる方もいるようではございますけれども、決してそういうことはございません。しっかりと農林課で管理しておりますので、ご安心いただきたいと思います。

2点目の、このすき込みは汚染牧草のばらまきであって、風評被害等様々な観光に対する影響が及ぶのではないかとのご心配、ご懸念の下でのご質問でありました。農水省で定めた肥料や土壌改良資材、培土の暫定許容値は400ベクレルとなっております。シミュレーションによりますと、肥料等の放射性セシウム濃度が400ベクレル以下であれば、たとえ同濃度の肥料等を40年間使用し続けても、過去の農地土壌中の放射性セシウムの範囲である100ベクレルを超えることがないということで、400ベクレル以下をすき込みということで取り組んでいるということでございます。

加美町が実施するすき込みは、既にこれは実証試験もしております、農地、牧草等に影響がないという結果が出ております。1,000平方メートル当たり2トン、いわゆる0.06%ですね。100平方メートル当たり2トンをプラウにて30センチ下に1度のみ資するというところでございます。ですから、土壌量約300トンに対して2トンと、先ほど申し上げたように0.006%に当たる自粛牧草を混ぜて、すき込みをするということでございます。

こうしたすき込みを行った場合、土壌1キロ当たり2.7ベクレル増えると。そして、草地に対しては、0.17ベクレル増える試算結果となっておりますので、土壌に与える影響は限りなく低いものと考えています。先般の先生方の話でも、土に吸着して、30センチのところ吸着して、そこにとどまるというお話もありましたので、そのとおりであると考えています。本町含め、県内の市町において行った実証試験の結果も、大きな変化はないということでありますので、近隣市町村でもすき込みを実施しているところでございます。

また、近隣市町ではいわゆる町の農地のみならず、保管している農家の自己所有の農地でのすき込みなども既に実施しているようでございます。本町においても、まずは所有地ですき込みを行いまして、そして民地での処理ということも進めていくことで、早期に処理ができるものではないだろうかと思っております。

また、世界農業遺産や薬菜山一带の観光に対してご心配がございましたけれども、今、県内あちこちでまさに観光地であります鳴子、鬼首でもすき込みをしております。登米市でも行っております。あちこちで行っていますが、風評被害の報告は一切ございません。正しく私たちが

情報発信していくということ。正確な情報を公開し続けることで、風評被害というものが起こらないように今努めてまいりたいと思っていますところでございます。

以上、ご質問2点についてお答えさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 最初に、すき込みについて質問しますけれども、根菜の試験はやっていないですよね。やったとしても出ないということにしても、農地に放射性廃棄物をすき込んで、それにジャガイモやネギや何かを植えたら、食べようとする人はいますかね。私は食べたくないのですが、どうですか。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（浅野善彦君） 農林課長です。

すき込みの実証試験につきましては、平成29年度に小野田、宮崎、中新田地区、各1か所ずつ、3か所で行っております。その中で、その後牧草を播種いたしまして、一応試験的に採取したやつを測った段階で、影響のない程度に放射線が、異常のない程度に出しておりますので、野菜とか、そういう部分におきましても、そのような状況で影響がないものが出るものと、こちらでは解釈しております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 補足します。

あくまでも草地へのすき込みでございます。野菜等々ではございません。草地へのすき込み。ですから草地更新の時期がありますから、その草地更新の時期に合わせてすき込みを行っていくことで、6年程度でかなりのすき込みが可能であると思っております。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 最終処分場についても、説明を聞くと、何かあまり被害がないような話をしていきますけれども、大反対ですね。

そこで、高橋福継さん、お亡くなりになりましたけれども、最終処分場建設に断固反対する会で会長も務められました。この方も田代岳の汚染牧草の撤去を強く望んでおられた。それから、宮崎のほうの方、あの山から放射能が飛んでくる。それは飛んでくることはあるかもしれませんがよと言ったんですよ、私。というのは、あそこにある放射能というのは全部福島県から飛んできましたからね。よって、このままにしておくということは、私たちの時代に何もなかったということになります。何とかしてやるという気になれば、大崎広域事務組合や宮城県知事に頭を下げをお願いをして、真摯な話し合いによって、少しでもいいから前進すると。大

崎広域事務組合は共同で廃棄物をなくすというか、処理するという団体でありますので、そういうことを最初から駄目と決めつけしないで、何とかお願いするのが政治だと。あるいは、宮城県知事に対してもお願いをして、そしてほかのところでもできないかというような感じになることは非常に重要だと、そのように思いますが、どうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、ルールですけれども、圏域で処理をするというのが大きなルールですから、大崎圏域、ほかのところを持って行って処理をするということとはできないということ、これは県全体の約束事です。また、400ベクレル以下はすき込むということは、これは大崎広域全体の合意事項でございますから、400ベクレル以下についてはそれぞれの自治体でしっかりとすき込みを行っていくということ、これが大事であると思っております。ですから、先ほど申しましたように、ご理解いただければ400ベクレル以下については、確実にすき込み処理ができると思っております。

実は県内を見渡しますと、かなりのところが実は焼却によらず、すき込み等を計画しているのです。黒川郡も試験焼却はしましたけれども、本焼却を行わずに農地還元処理をするという方針のようでございます。それから、栗原市については堆肥化ですね。それから登米市についてはすき込み、そしてチップ化、気仙沼市についてもチップ化と農地還元。それから、たしか南三陸町もそうだったと思いますが、実はかなりのところで農地の還元、そういった方法でもって行おうとしております。

ですから、町独自の判断でできること、これは400ベクレル以下についてはすき込みを行うということです。あたかも焼却といいますと、今すぐにも目の前にあるもの、あるいは他市にあるものがどこかへ持って行ってもらってなくなるのだという錯覚を起こしがちでありますけれども、実は現実的にはそういったことにはなりません。まずは、400ベクレル以下について、着実に、安全に処理していく、すき込む処理をしていくということが重要だと思っております。

それから、実は加美町の場合には79%、約8割が1,000ベクレル以下なのです。かなりこれは濃度が下がっていると思っております。ですから、こういったことも現在400ベクレルのものを処理し、さらに1,000ベクレルまでのものもきちっと調査をし、測定し直せば、かなりのもので私はすき込みでもって処理できるだろうと思っております。

大崎市では最近、民地でぜひやってほしいという手が挙がっていると聞いております。ですから、民有地でもすき込みを行うことが始まれば、さらにこのすき込みによる処理というもの

は加速していくのだろうと。かなりの速度で私は現在保管しているものを、すき込み処理によって減量化できていると思っています。これが一番現実的な方法だろうと私は思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思ひますし、それから放射能が飛んでくるということとはございませんで、そこのところはご安心いただきたいと思ひしております。よろしくお願ひします。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 400 ベクレル以下は三十六、七%で、その大半はまず残るといふことでありますから、できるだけ一歩でも近づくために、宮城県や事務組合やお願いしてほしいといふことを言っているであります。

時間がないので次に行きますが、中新田商店街活性化事業についてであります。

中新田活性化拠点施設の整備について、以前町から説明があつた整備案は、検討委員会の提案を十分に反映するものではなく、商店街から沸き上がる意見が、町長の一声で潰されたと感じている住民も多いと思ひます。その後、さらなる検討のために設置された推進委員会より町へ要望書、提案書が提出されておりますが、中新田の歴史、文化を生かした大型店にはない、中新田らしい特色のある商店街の実現のため、一日も早く整備することが必要と考え、その進捗状況を伺うものです。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、中新田商店街の活性化事業についてお答えをさせていただきます。

まとめて言いますと、平成27年度、商店街の中に恒常的な来町者が見込める拠点や商店、蔵、まちをつなぐまち歩き工事の整備に向けての実効性のある効果的な対策を検討し、中新田地区商店街活性化基本計画を策定いたしました。平成28年度には中新田地区商店街に拠点施設の事業内容及び基本計画プラン、散策路整備に向けた検討を重ね、中新田地区商店街拠点施設等基本計画を策定し、中新田地区商店街拠点構想という提案をいただきました。また、拠点施設の運営については、地域の皆さんに担っていただくといふことで説明会の開催や、その候補者と協議を重ねてまいりましたが、運営主体や具体的な内容、検討には至らず、地域の皆さんから、町の具体的な方針が決まった時点で再度検討していただくということになりました。

検討委員会の提案を踏まえながら、庁内での検討を進め、整備計画案を作成し、関係者の方々に町が考える整備内容等を説明しましたが、皆様方から厳しいご意見をいただきましたので、再度検討するため平成30年5月に中新田地区商店街活性化拠点整備推進委員会を設置したところでございます。平成31年3月に中新田地区商店街活性化拠点整備に関する提案書という

ものが町に提出されました。提案書にありました中新田地区商店街の新たな公共空間の整備に関しては、官民連携により民間のノウハウを活用した公共施設整備の手法であるPPP、PFIを活用することができるかどうか検討してまいりたいとお答えしましたし、議会でもこういった答弁をしているところでございます。ですから、決して私の一声で意見が潰されたということではございません。

この計画がなぜ実現できなかったかといいますと、今申し上げたように担い手がなかなか見つからなかった。その施設にテナントを入れたり、この案は3店舗のテナントを入れるということもありましたけれども、そこをどこが担うのか、運営主体がどこなのか、これがなかなか決まりませんでした。2つの商店会に町で打診をしましたけれども、なかなか引き受けていただけなかったということ。それから、商店街の中でも必ずしも意見が一つにならなかった。反対の方もいれば、慎重な意見もあり、なかなか一つの意見としてまとまらなかった。こういったことから、拠点整備というものが実現しなかったと私は理解しているところでございます。

現在、このコロナという状況、ウイズコロナ、アフターコロナという状況、それから町の財政の状況等々も含めた場合、これからどのようにしてこの商店街の活性化を進めていくべきかということ、大変難しい問題だと思います。なかなか拠点施設を整備するということは、財政的にも厳しいということ。それから、先ほど申しましたように、どなたがその施設を管理、運営していきますかという問題、これも大事な、非常に大きな問題だと思っています。そして、商店街のコンセンサスを得る、これもそう容易なことではないと考えているところでございます。

町としても何とか中新田地区の商店街を活性化したいと、三浦 進議員同様思っているところでございます。先ほど来話のあった空き家・空き店舗、こういった活用ということを含めながら模索してまいりたいと思っておりますので、ご提案等があれば、ぜひお話しいただければと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 事業主体をどこにするか、いろんなことがあったようでありますが、事業主体をその場でぱっと決めるなんていうのはできないことで、町で指導して、あるいは援助して、そしてつくり上げていくのが拠点づくりだと思います。

さらに、中新田商店街というのは、住民の暮らしを支える商店としての役割、さらには初午まつり、盆火まつり、鍋まつりのいろんな会場となって、歴史、伝統文化を継承する場所とし

での役割があるんですね。この重要な役割を何とかしてこれからも盛り上げていただきたい、盛り上げていきたい、それについて町長はどのように考えますか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、運営主体ですけれども、これはすぐに決めたことではなくて、かなり担当課が何度も何度も関係者と話し合いをして、会議に出席して、そして何とかその運営主体を、町も支援しながら運営主体になっていただきたいということで検討に検討を重ねた結果でございます。そこがなかなか駄目だと。総会で否決されて、別の商店会のほうで、ならばということで手を挙げたと聞いておりますけれども、そこでも結果的には自分たちが管理運営していくというところに至らなかったと聞いています。

それを受けて、実は町としては、話し合いの中で様々な意見が出ていました。そういった意見を踏まえた上で分庁舎的な機能、保健福祉部門が町にあれば、それはいや応なしに商店街に皆さんが足を運ぶのではないかということで、そういったことを盛り込んだ案を町から示してほしいというお話でしたから、お示ししましたけれども、なかなか受け入れていただくことができなかったということで、今日に至っていると思います。

町としましても何とか、まさに伝統のある中新田の商店街を残したいという思いでございます。先ほど申し上げました、空き店舗なども再度調査した上で、空き店舗の活用ができないかどうかということも含めて、商店街の活性化に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いします。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 令和3年の施政方針で、商工業については割増商品券とか後継者の育成、空き店舗対策等が重要であると書いていますが、あそこのお店が栄えてこそ、そういう育成ができたり、あるいは空き店舗がさらに相乗効果で来たりすると思うのですが、どうですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 商店街の活性化というのは、全国どこでも最も難しい課題の一つだろうと思っております。当然この周辺には大型店舗があります。車社会ですから、車で行って、そこで買うということが一番便利、品揃えがありますから、これは当然の流れだと思っております。

また一方、商店街では後継者がいないという問題もございます。こういった状況の中で、そして今度のコロナでなかなかお店に足を運ぶ方も減っているという状況もあります。非常に商店街を存続させるための環境は厳しいものがあると思っております。

どういった形で打開できるかという施策は、私も持ち合わせておりませんが、ただ何とかこの空き店舗が1店舗でも、2店舗でも、あるいは恒常的ではないにしても、チャレンジショップであっても、そういった空き店舗が活用されるような、あるいは理想的に言えば、テレワークのサテライトオフィスな形で利用されるとか、様々な形で空き店舗が利用されて、シャッターが1つでも2つでも開いていくという、そういったことが大事なのではないかと思っておりますので、そういったことも含めて今後、特に空き店舗の活用ということには取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） ただいまの質問をもって終わりますが、私の議員生活としての最後の一般質問になります。町にとって、少子高齢化、財政の厳しい時代、コロナ禍の時代であります。執行部におかれましては、法に従い、理に従い、かない、情けにかなう政治を、町民と協調しながらしっかりやっていただきたいと思っております。これまで大変ありがとうございました。終わります。（拍手）

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、5番三浦 進君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしといたします。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日は、これで延会といたします。

なお、明日は午前10時までに本議場へご参集お願いをいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時54分 延会

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月16日

加美町議会議長 工藤清悦

署名議員 伊藤由子

署名議員 三浦英典